

全国20か所開催

知的財産の業務に携わる方及び
今般の制度改正に関心を持つ方を対象

令和5年 不正競争防止法等の 一部を改正する法律 法改正説明会

令和6年春頃に開始予定の「特許出願非公開制度」の概要も解説

主 催：特許庁・経済産業省

協 力：北海道経済産業局・東北経済産業局・関東経済産業局・中部経済産業局・近畿経済産業局

中国経済産業局・四国経済産業局・九州経済産業局・沖縄総合事務局 経済産業部

運営事務局：株式会社タスクールPlus(愛知県名古屋市千種区千種通7-25-1)

Copyright © 令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律 法改正説明会運営事務局

不正競争防止法等の一部を改正する法律【知財一括法】の概要

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室
特許庁 総務部 総務課 制度審議室



目 次

1	改正法の概要	1
2	特許法・実用新案法・意匠法・商標法・工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	3
3	不正競争防止法	14
4	改正法の施行期日	37
5	参考資料	39

1. 改正法の概要

1

不正競争防止法等^(※)の一部を改正する法律[知財一括法]の概要

※不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法

背景・法律の概要

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応した知的財産制度の見直しが必要。

- (1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、(3) 国際的な事業展開に関する制度整備の3つを柱に、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を行う。

(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

デジタル技術の活用により、特にスタートアップ・中小の事業活動が多様化していることに対応し、新たなブランド・デザインやデータ・知的財産の保護を強化する。

- ① **登録可能な商標の拡充**
- 他人が既に登録している商標と類似する商標は登録できないが、**先行商標権者の同意**があり出所混同のおそれがない場合には登録可能にする。【商4条等】
 - ※併せて、上記により登録された商標について、不正の目的でなくその商標を使用する行為等を不正競争として扱わないこととする。【不19条】
 - 自己の名前で事業活動を行う者等がその名前を商標として利用できるよう、**氏名を含む商標**も、一定の場合には、**他人の承諾なく登録可能**にする。【商4条】
- ② **意匠登録手続の要件緩和**【意4条等】
- 創作者等が**出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置**を受けるための手続の要件を緩和する。
- ③ **デジタル空間における模倣行為の防止**【不2条】
- 商品形態の模倣行為について、**デジタル空間上でも不正競争行為の対象**とし、差止請求権等を行ってできるようにする。
- ④ **営業秘密・限定提供データの保護の強化**
- ビッグデータを他社に共有するサービスにおいて、データを**秘密管理**している場合も含め**限定提供データとして保護**し、侵害行為の差止め請求等を可能とする。【不2条】
 - 損害賠償訴訟で被害者の生産能力等を越える損害分も**使用許諾料相当額として増額請求**を可能とするなど、営業秘密等の保護を強化する。【不5条等】
 - 裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に**閲覧制限を可能**にする。【特186条、実55条、意63条等】
- ※裁定・特許発明が長期間実施されていない等の場合に、特許権者の意思に関わらず他者に実施権を認める制度

(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

- ① **送達制度の見直し**【特191条、工5条等】
- 在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に**公表により送付したとみなす**とともに、**インターネットを通じた送達制度**を整備する。
- ② **書面手続のデジタル化等のための見直し**【特43条、商68条の2、工8条等】
- 特許等に関する**書面手続のデジタル化**や商標の国際登録出願における**手数料一括納付**等を可能とする。
- ③ **手数料減免制度の見直し**【特195条の2等】
- 中小企業の特許に関する手数料の減免について、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部**件数制限**を設ける。

(3) 国際的な事業展開に関する制度整備

- ① **外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充**【不21条等】
- OECD 外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、自然人及び法人に対する**法定刑を引き上げる**とともに、**日本企業の外国人従業員**による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする（両罰規定により、法人の処罰対象も拡大）。
- ② **国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化**【不19条の2等】
- 国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも**日本の裁判所に訴訟を提起**でき、**日本の不誠法を適用**することとする。

※不誠法については、平成27年改正により追加された同法第35条の規定について同改正において手当てが必要であった規定の適正化を行う。【不35条】

※上記のほか、他法の例になら、不誠法において、法人両罰の有無による罰則規定の整理及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の規定の改正を行う。【不21条等】

2

2. 特許法・実用新案法・意匠法・商標法・ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

3

(1) ブランド・デザインの保護強化

① 登録可能な商標の拡充

(i) 商標におけるコンセント制度の導入【商4条等】

- 商標法上、先行する他人の登録商標と同一又は類似する商標は、当該登録商標と同一又は類似する商品・役務についての登録を受けることができない。
- 諸外国・地域の多くは、先行する登録商標の権利者による同意（コンセント）があれば、類似する商標であっても併存登録を認める「コンセント制度」を導入しており、中小企業を含むユーザーからは、簡便な手続であるコンセント制度の導入の要請がある。
- このため、先行する登録商標の権利者が同意し、かつ、消費者（需要者）に混同が生じるおそれがない場合には、併存登録を認めるとする、コンセント制度を導入する。
- 混同が生じるおそれがないかの判断に当たっては、例えば、商品・役務の用途が異なる場合のように、実際に商標が使用される場面で棲み分けがなされているかなどに着目する。

【コンセント制度のイメージ】

審査時



<審査官が行う、コンセント制度の適用要件の判断（④）>
以下について、総合的に勘案してコンセント制度の適用可否を判断
・同意書の有無・内容
・混同が生じないことを説明する書面の有無・内容
・職権による調査

登録後

⑤ 混同防止表示・不正使用取消審判の請求



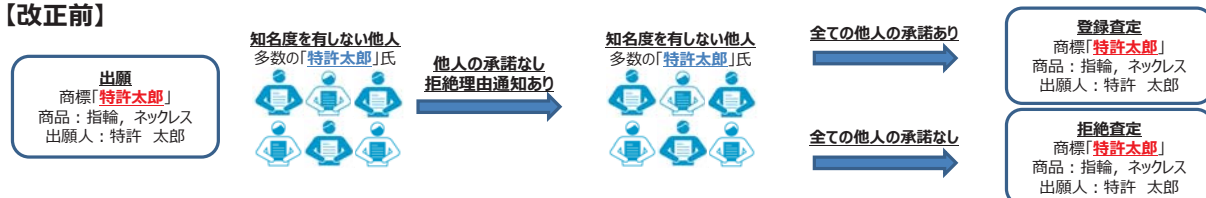
4

①登録可能な商標の拡充

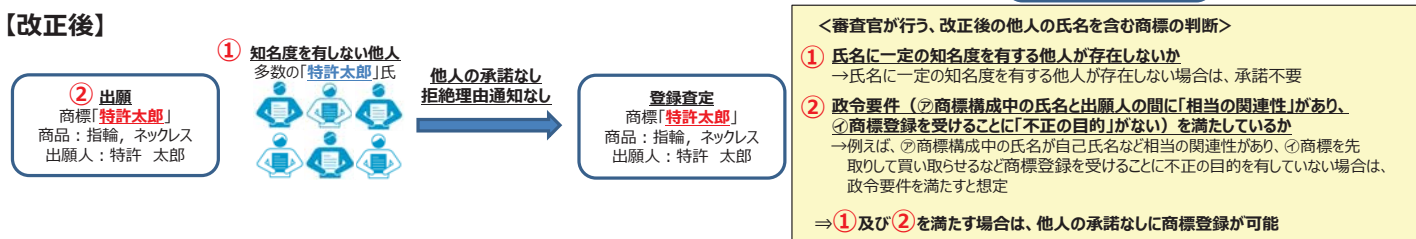
(iii) 他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し【商4条】

- 商標法上、「他人の氏名」を含む商標は、当該他人の承諾がない限り、商標登録を受けることができない。裁判において厳格に解釈されていることを受けて、特許庁における審査・審判の判断も厳格化しており、出願に係る商標や他人の氏名の知名度等にかかわらず、「他人の氏名」を含む商標は、同姓同名の他人全員の承諾が得られなければ商標登録を受けることができない。
- この結果、同姓同名の他人が存在すれば一律に出願が拒絶されるため、創業者やデザイナーなどの氏名をブランド名に用いることの多いファッション業界を中心に、要件緩和の要望がある。
- このため、「他人の氏名」に、①一定の知名度の要件と、②出願人側の事情を考慮する要件（政令要件）を課し、他人の氏名を含む商標の登録要件を緩和する。

【改正前】



【改正後】



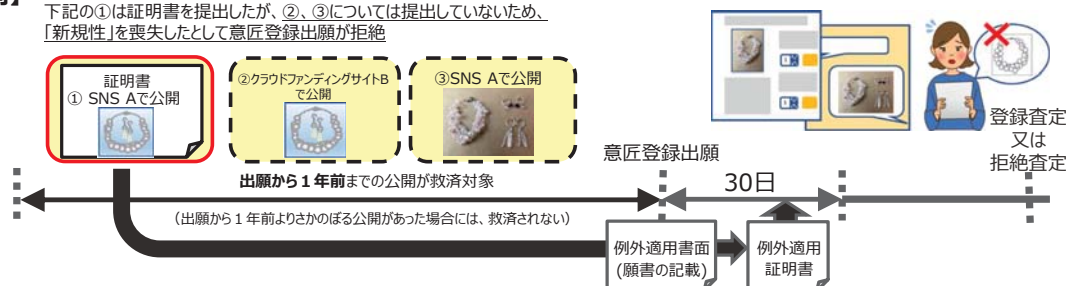
5

②意匠登録手続の要件緩和【意4条等】

- 意匠登録を受けるためには、「新規性」などの要件を満たすことが必要であり、出願前に自ら公開している場合も新規性を喪失したとして拒絶理由となる。この例外として、一定の要件を満たす場合に「意匠の新規性喪失の例外」が認められている。
- 具体的には、出願と同時に例外の適用を受ける旨の書面（例外適用書面）を提出し、出願から30日以内に自ら公開したことを証明する証明書（例外適用証明書）を、自己が公開した全ての意匠について網羅的に提出する必要があり、特にスタートアップ・中小企業にとっては大きな負担となっていた。
- このため、最先の公開日に公開した意匠の証明書を提出すれば、その日以後の同一又は類似の意匠の公開についての証明は不要とする旨の改正を行う。

【改正前】

SNSやクラウドファンディングサイト等でデザインを事前公開し、その後意匠登録出願
下記の①は証明書を提出したが、②、③については提出していないため、「新規性」を喪失したとして意匠登録出願が拒絶



【改正後】

最先日に公開した意匠①の証明書を提出すれば
事前公開していても、意匠出願が拒絶されない
※証明書は同一又は類似の意匠に有効

類似：意匠の美感を比較する場合に、物品等の用途及び機能が共通することを前提に、需要者（取引者を含む）に対し共通の美感を生じさせるもの

6

④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

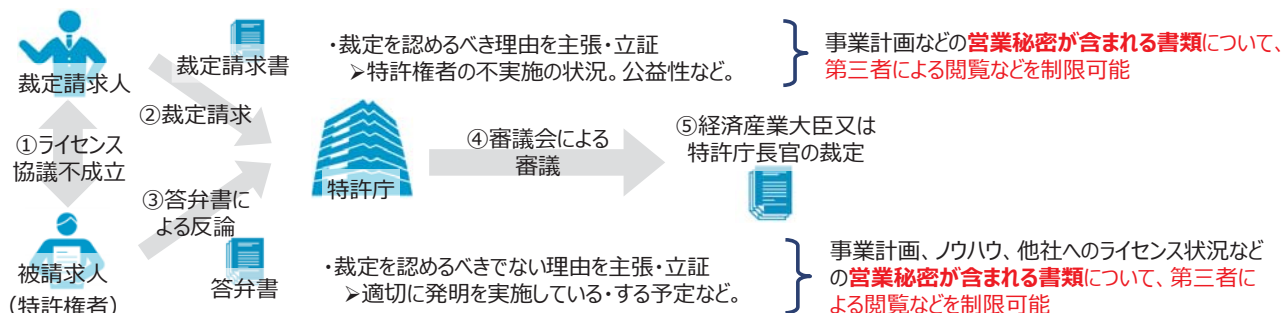
(iv) 裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限【特186条、実55条、意63条等】

- **裁定制度は**、ある特許発明などについて、第三者からの裁定請求に対して、経済産業大臣又は特許庁長官により、**権利者の同意なく、第三者にその特許発明などの通常実施権を設定し得る制度**である。
- **改正前の特許法などでは裁定関係書類は閲覧制限の対象外**であり、**何人も裁定関係書類の閲覧が可能**であるため、裁定判断に関わる**営業秘密の重要証拠の提出を当事者が控えることにより、妥当な裁定判断が阻害される可能性**がある。
- このため、**裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限を可能**とする旨の改正を行う。

裁定は、以下の3つの場合において、ライセンスを求める協議が成立しないときに請求可能

不実施	特許発明などの実施が継続して3年以上日本国内において適当にされていないとき	特許・実用新案
利用関係	特許発明などが他人の特許発明等を利用するものであるとき	特許・実用新案・意匠
公益目的	特許発明などの実施が公共の利益のため特に必要であるとき	特許・実用新案

【改正後のイメージ】

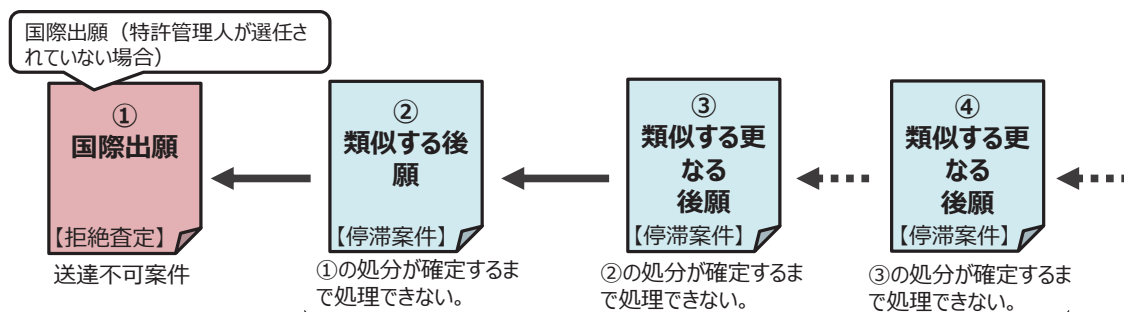


7

① 送達制度の見直し

(i) 国際郵便引受停止等に伴う公示送達の見直し【特191条】

- 在外の出願人は、特許などに関する手続をする場合、原則、**代理人を日本国内に置く必要**があり、書類の送達は当該国内代理人に行うが、手続が一旦完了し、代理人がいなくなった場合などには、**書類を在外出願人に国際郵便で発送**することになり、その発送の時に送達があったものとみなされる。
- コロナ禍などにより、国際郵便の引受けが停止され、**国際郵便での発送が行えないことにより、書類の送達ができなくなっているところ**、この場合に手続を進める規定がないため、**当該出願人などの権利が確定しないという問題**が生じている。
- このため、公示送達（官報や特許公報（特許庁HP）に拒絶査定謄本などの送達書類名を掲載し、一定期間経過後に送達したとみなすもの）の要件に、**国際郵便により発送が困難な状況を追加**する旨の改正を行う。
あわせて、公示送達の方法に、特許庁事務所内のディスプレイでの閲覧も追加する。



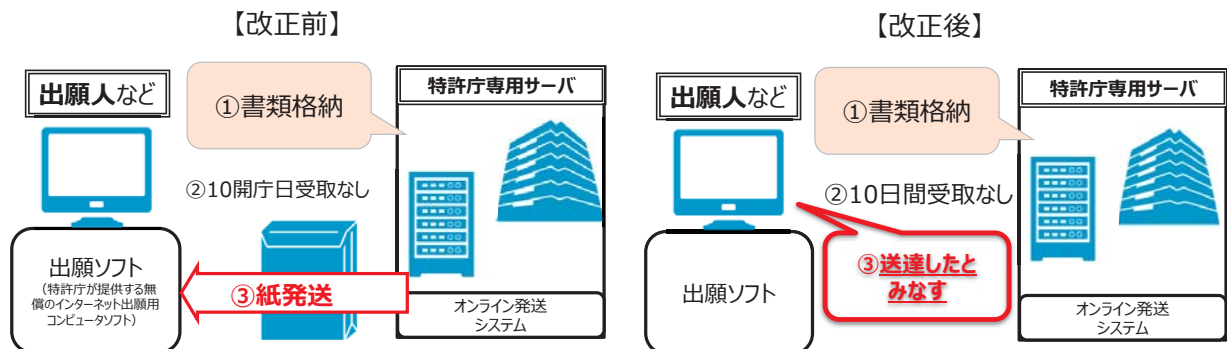
審査の停滞案件が数珠つなぎ的に発生する！

8

① 送達制度の見直し

(ii) オンライン送達制度の見直し【工5条等】

- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律において、特許庁からの書類（拒絶査定など）の発送は、特許庁の専用サーバに書類のデータが格納された後、出願人などがこれを確認し、出願人などが使用するパソコンへの記録が完了した時点をもって、到達したものとみなすとされている。しかし、特許庁の専用サーバに書類のデータが格納されてから、一定期間内に書類を受け取らない（使用するパソコンに記録しない）出願人などに対しては、紙に切り替えて書類を発送している。
- リモートワークといった働き方の変容への対応や行政のデジタル化の動きを踏まえ、オンライン発送を希望する者に対しては、特許庁の専用サーバに書類のデータが格納され、出願人などが受取可能な状態になってから10日以内に受け取らない場合、送達したものとみなす旨の規定を置く。
- ただし、代理を業として行う者については、オンライン発送の希望の有無にかかわらず、10日間経過後に、送達したものとみなすこととする。

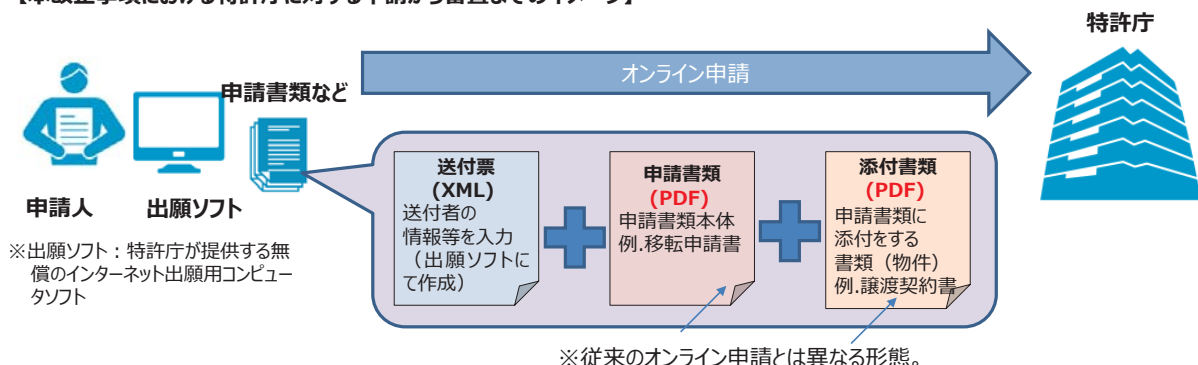


② 書面手続のデジタル化等のための見直し

(i) 書面手続のデジタル化(申請)のための改正【工8条等】

- 特許庁に対する申請手続及び特許庁からの発送手続は、多くはオンラインで可能だが、一部オンラインで行うことができないものが存在する。
- このうち申請手続については、特許庁では『特許庁における手続のデジタル化推進計画（令和3年3月31日）』において、原則全ての申請手続をオンライン可能にする計画を立てているところ、特許財政の制約の中で計画を実現するため、これまでのオンライン申請の形態（XML形式）ではなく、別の電子形態で受け付ける必要がある。
- この別形態（具体的にはPDF形式を想定）の申請を受け付けられるようにするため、所要の規定を設ける。
- これにより、年間約20万件のこれまでオンライン申請できなかった手続がオンライン申請可能となり、ユーザー利便性向上につながる。

【本改正事項における特許庁に対する申請から審査までのイメージ】



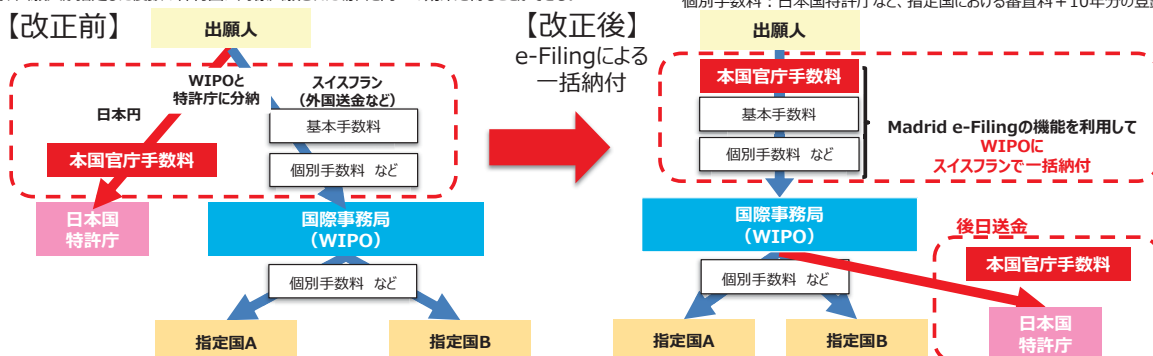
② 書面手続のデジタル化等のための見直し

(ii) e-Filingによる商標の国際登録出願の手数料納付方法の見直し【商68条の2等】

- 我が国の出願人が、日本国特許庁を本国官庁として、商標登録を各国で受けようとする場合の制度（マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度^{※1}）に基づく商標の国際登録出願をする場合について、令和4年6月より、特許庁は書面手続に加え、WIPOが提供するマドリッドe-Filing（WIPOの出願システム：以下「e-Filing」）を利用した電子出願の受付を開始。
- このe-Filingは、本国官庁手数料とWIPOに納付すべき手数料を一括してWIPOに納付する機能を備えているが、改正前の商標法の規定により、日本国特許庁に本国官庁手数料（日本円）を、WIPOに基本手数料など^{※2}（スイスフラン）をそれぞれ納付しなければならず、その手続が負担となっている。
- 出願人の利便性向上のため、国際登録出願をe-Filingで行う場合には、本国官庁手数料を他の手数料と一括でWIPOにスイスフランで納付できるよう、商標法の改正を行う。（国際登録出願をe-Filingで行う場合、日本国特許庁に対して本国官庁手数料を支払うことはできない。）

※1:ある国の出願人が、自己の商標出願又は登録を基礎として、当該出願を受理し、又は登録した国の所管官庁（本国官庁）を通じて国際事務局（WIPO）に願書を提出（国際登録出願）し、商標の国際登録がなされることによって、出願人が指定した複数の締約国に商標出願された場合と同一の効果を得ることができる。

※2:本国官庁手数料：本国官庁が本国認証などを行うための手数料
基本手数料：WIPOが方式審査等をするための手数料
個別手数料：日本国特許庁など、指定国における審査料+10年分の登録料



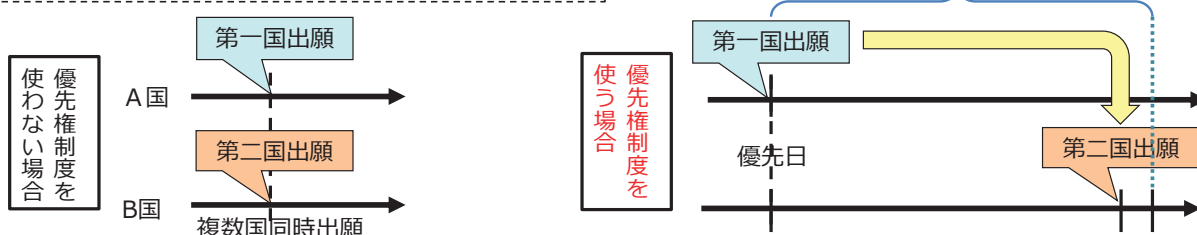
② 書面手続のデジタル化等のための見直し

(iii) 優先権証明書のオンライン提出のための規定整備【特43条、実10条、意10条の2、商10条等】

- 同一の発明などを複数国に同時出願するためには、同時期に翻訳などの準備や国ごとに異なる出願手続への対応が必要となり、出願人の負担が大きいことから、負担軽減のため、最初の出願国（第一国）への出願日を基準に、他国（第二国）で登録要件の審査を受けられる、パリ条約による優先権制度がある。
- 日本国特許庁への出願の際に、優先権制度を利用するためには、出願人は、優先期間内に第一国で発行された優先権証明書の原本を、書面により提出することを原則としている。
- このため、例えば、優先権証明書をオンラインで提出することや、原本の写しを提出することができない。
- 出願人の利便性向上及びデジタル化の促進のため、優先権証明書のオンライン提出を可能とするとともに、その写しの提出を許容する旨の改正を行う。

【パリ条約による優先権制度】

第一国に出願した者が、その出願の内容について、優先期間内に第二国に出願をした場合に、第二国の出願の新規性・進歩性等が、第一国に出願をした日（優先日）を基準に判断される。



③ 手数料減免制度の見直し【特195条の2等】

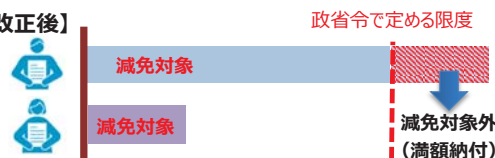
- 高い潜在能力を有するが資金・人材面の制約で、十全な知財活動を実施できない者による発明を奨励するなどの目的の下、**中小企業などに対して、審査請求料の減免制度を設けている**。具体的には、資力制約、研究開発等能力、新産業創出の程度を勘案し軽減率を設定。
- この資力などの制約がある者の発明奨励などという制度趣旨にそぐわない形での制度利用が見られる実態を踏まえ、**一部件数制限を設ける**旨の改正を行う。
- ただし、上限件数及びその対象は、意欲ある中小企業・スタートアップなどによるイノベーション創出などを阻害しないよう最大限配慮の上、政省令で定める。

※例えば、高い新産業創出能力が期待されるスタートアップ、小規模事業者、福島特措法認定中小や、企業とは性質が異なる 大学・研究機関などに対しては上限は設けないことを想定。

【改正前】



【改正後】



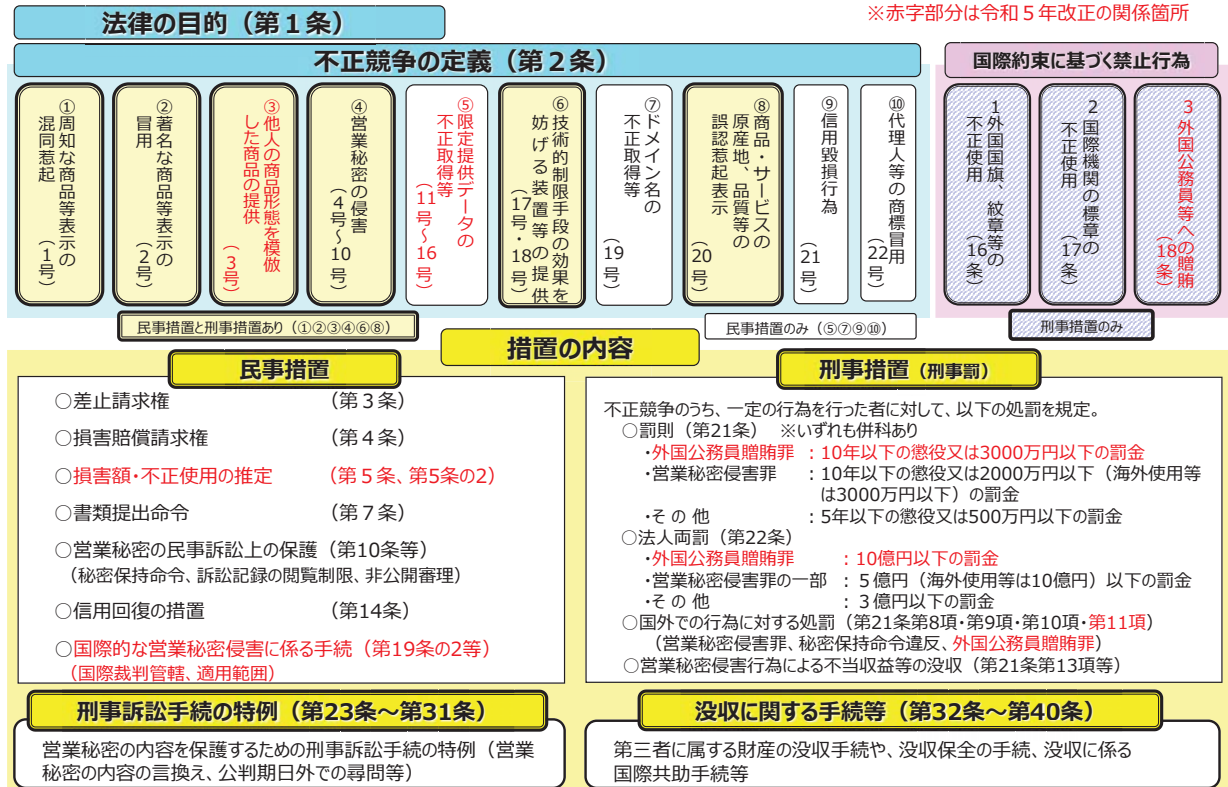
【審査請求料の減免対象者と軽減率】

審査請求料の減免対象者	軽減率
中小企業	1/2に軽減
小規模事業者・創業10年未満中小	1/3に軽減
大学・研究機関等	1/2に軽減
福島特措法認定中小	1/4に軽減
生活保護受給者、市町村民税非課税者	免除
所得税非課税者、非課税中小企業	1/2に軽減

3. 不正競争防止法

1. 不正競争防止法の体系（法律の全体構成）と今回の改正部分

※赤字部分は令和5年改正の関係箇所

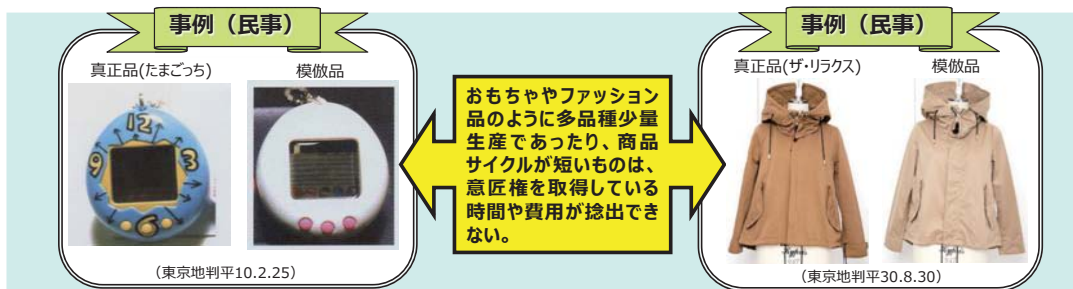


15

2. (1) デジタル空間における形態模倣行為の防止 [第2条第1項第3号] ※ 現行の規定

○ 形態模倣商品の提供行為 (第2条第1項第3号・第21条第2項第3号)

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為



民事規定（第2条第1項第3号）

他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

◇適用除外（第19条）

- 日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為（第1項第5号イ）
- 譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者がその商品を譲渡、輸入等する行為（第1項第5号ロ）

刑事規定（第21条第2項第3号）

不正の利益を得る目的で第2条第1項第3号に掲げる不正競争を行ったとき

→ 罰 則 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は3億円以下の罰金（第22条第1項第3号）

☆「商品の形態」（第2条第4項）

需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識できる、商品の外部及び内部の形状並びに形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感

☆「模倣する」（第2条第5項）

他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと

- 独自に創作した場合は該当しない。
- 実質的同一性については、形態に改変があった場合、改変の着想の難易、改変の内容・程度、改変による形態的な効果等を総合的に判断。

16

2. (1)デジタル空間における形態模倣行為の防止 ※審議会における検討

- 近時、メタバースといった仮想空間の活用が進み、従来、フィジカルで行われてきた事業のデジタル化が加速している中で、フィジカル／デジタルを交錯する、知的財産の利用の加速が想定される。
- デザイン保護の一翼を担う形態模倣（第2条1項第3号）の規律に関して、フィジカル／デジタルが交錯する模倣行為への対応などデジタル時代において十分なものとなっているか検討。

①対象行為について

- 混同惹起行為（第2条第1項第1号）及び著名表示冒用行為（同項第2号）については、平成15年改正時に、ネットワーク上の「譲渡」「引き渡し」行為が不正競争行為として規制されることを明確化するため、「電気通信回線を通じて提供」する行為が不正競争として規定された。
- 一方で、形態模倣行為（同項第3号）については、対象物が「商品の形態」と規定されており、従来から有体物の商品に限定した規定と解されており、ネットワーク上の「譲渡」「引き渡し」行為は想定できないとして、当時は改正が見送られた。

法改正によって、第2条第1項第3号に規定する形態模倣商品の提供行為にも「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加することが適切である。なお、制度措置にあたっては、どのような行為が「模倣」の対象となるかについて、逐条解説等において明確化していくことをあわせて検討することが適切である。

②「商品」に無体物を含むか

- 不正競争防止法上の「商品」の概念には、裁判例でも有体物のみ含む（40年前の裁判例）という考え方と、無体物も含むという考え方の両方が存在。有体物のみしか含まないとすると、デジタルの商品の保護に本号が活用できない可能性があり、昨今、無体物の取引価値が増加していることを踏まえ、無体物たる「商品」にも第2条第1項第3号の取扱いが及ぶ旨を明確化すべきを検討。

「商品」に無体物を含むかについては、まずは逐条解説等にて「商品」に無体物が含まれるとの解釈を明確化すると、形態模倣商品の提供行為に「電気通信回線を通じて提供する行為を追加し、ネットワーク上の形態模倣商品の提供行為」の適用対象となることが適切である。その上で、不正競争防止法上の「商品の」定義規定の導入については、今後の裁判例の蓄積を注視した上で、引き続き将来課題として検討していくことが適切である。

③模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間

- 形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間については、第19条第1項第5号イにおいて、「日本国内において最初に販売された日から起算して三年」間と規定。「日本国内において最初に販売された日」については、「展示会等宣伝活動の開始時」とする考え方や「販売開始時」とする考え方があり。

形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間の伸長については、賛成意見及び慎重意見の双方があるが諸外国の木章録デザインの保護期間に照み、まずは保護期間の終期の起算点（日本国内において最初に販売された日」（第19条第1項第5号イ）を「実際の販売開始時」と解釈することについて、逐条解説等々で明確化しただ上、保護期間の伸長についての法改正の是非については、各関連団体等との意見交換等を通じ、引き続き検討を継続して適切に適切である。また、保護期間の終期の起算点である「最初に販売された日」については、投下資金等の回収活動が開始したと判断される行為が販売以外にも合理に考えられる場合も、「販売」と解釈される余地がある旨を逐条解説等で明確化するところ適切である。

2. (1)デジタル空間における形態模倣行為の防止〔第2条第1項第3号〕

- 現行法では、有体物の商品を想定し、他人の商品形態を模倣した商品（酷似したモノマネ品）の提供行為（形態模倣行為）を不正競争防止法で規制。
- 近年、デジタル技術の進展、デジタル空間の活用が進み、現行法では想定されていなかったデジタル上の精巧な衣服や小物等の商品の経済取引が活発化。
- このため、有体物に加え、デジタル空間上の商品の形態模倣行為（電気通信回線を通じて提供する行為）も規制対象とし、デジタル空間上の商品の保護を強化。

形態模倣行為： 他人の商品形態を模倣した商品を提供する行為
(不正競争行為) (保護期間は販売開始から3年を経過するまで。衣服など流行の早い商品に限り、5年を経過するまで。)

(保護期間は販売開始から3年を経過するまで。衣服など流行の早い商品が対象。)

デジタル空間上の
形態模倣行為も対象に

デジタルとリアルで 酷似したファッション例

(左:リアル 右:デジタル)

改正のイメージ

※模倣品は加工して作成したイメージ

リアル空間

現行法で規制対象

リアルの真正品

リアルな模倣品

デジタル空間

デジタルの真正品

デジタルの模倣品

模倣する：
他人の商品の
形態に依拠して、
これと実質的に
同一の形態の
商品を作り出す
こと(第2条第5
項)

✖ 今回の法改正により規制対象となる行為 ②～④

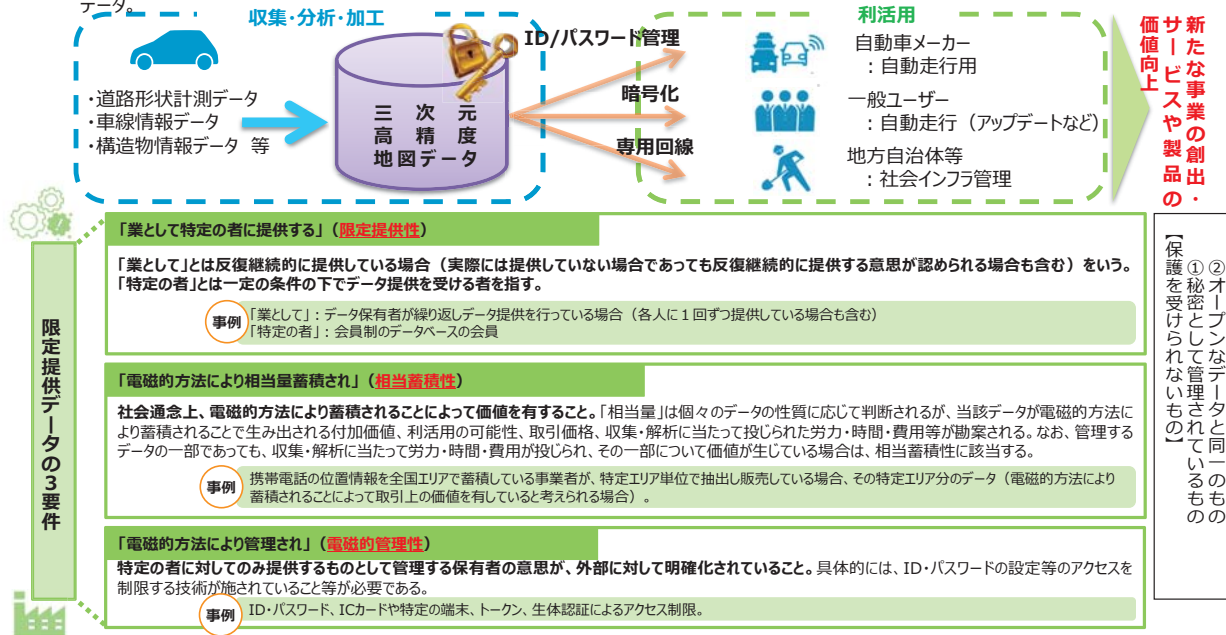
2. (2)限定提供データの定義の明確化【第2条第7項】※現行の規定

○限定提供データの不正取得等 (第2条第1項第11号～第16号、第7項)

窃取等の不正の手段によって限定提供データを取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等

＜限定提供データのイメージ＞

企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービス製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータ。



19

2. (2)限定提供データの定義の明確化 ※審議会における検討

- 平成30年改正で創設した限定提供データ関連の規律の見直しの要請を踏まえ（※施行後3年（2022年7月）が目途）、制度創設時からの実務の進展、現行法令の実効性を検証し、実務・制度実装の観点等から指摘されている課題について検討。

➢ 平成30年改正時に、「保護と利用のバランス」（主に取引の安全に配慮）の観点から措置を見送った事項（①限定提供データ侵害の刑事罰化、②限定提供データ侵害品の譲渡等規制、③転得類型における重過失規制、④悪意転換後の使用行為規制）について、限定提供データの実装が進みつつある段階であることから、制度的手段の再検討を進めることは実務の混乱を招きかねないとして、検討を見送り。

①「秘密として管理されているものを除く」要件（不競法第2条第7項）の見直し

- 限定提供データに係る規律では、営業秘密と限定提供データの両制度による保護の重複を避けるために、限定提供データの保護対象から、営業秘密を特徴づける「秘密として管理されているもの」を除外している（第2条第7項）。
 - このため、「秘密として管理されていない」が「公然と知られている」情報は、限定提供データの保護が及び得ることとなる。一方で、「秘密として管理されている」が「公然と知られている（公知な）情報は、「秘密として管理されている」ため限定提供データとしての保護を受けることはできず、また、公知情報であるため営業秘密としての保護も及ばない。
- データに関し、保護の隙間が生じてしまっている。

「秘密として管理されているものを除く」要件（第2条第7項）に関する課題については、「秘密として管理されているものを除く」要件を、「営業秘密を除く」と改める、又は「秘密として管理されているものを除く」要件を削除することが適切である。

		管理実態	現行法	改正案① (営業秘密を除く)	改正案② (要件削除)
秘密管理されている情報	非公知な情報	営業秘密	営業秘密	営業秘密	営業秘密
	公知な情報		※隙間		
秘密管理されていない情報	非公知な情報	限定提供データ	限定提供データ	限定提供データ	限定提供データ
	公知な情報				

②転得類型における善意取得者保護に係る適用除外（第19条第1項第8号イ）の善意の判断基準時

- 不正競争防止法では、転得者の取引の安全を保護するために、取得時に不正な行為の介在等を知らずにデータを取得した転得者（善意転得者）について、適用除外規定（第19条第1項第8号イ）を整備。
- 具体的には、取引によって、限定提供データを取得した善意転得者が、取引によって取得した権原の範囲内で行う開示行為を適用除外としている。

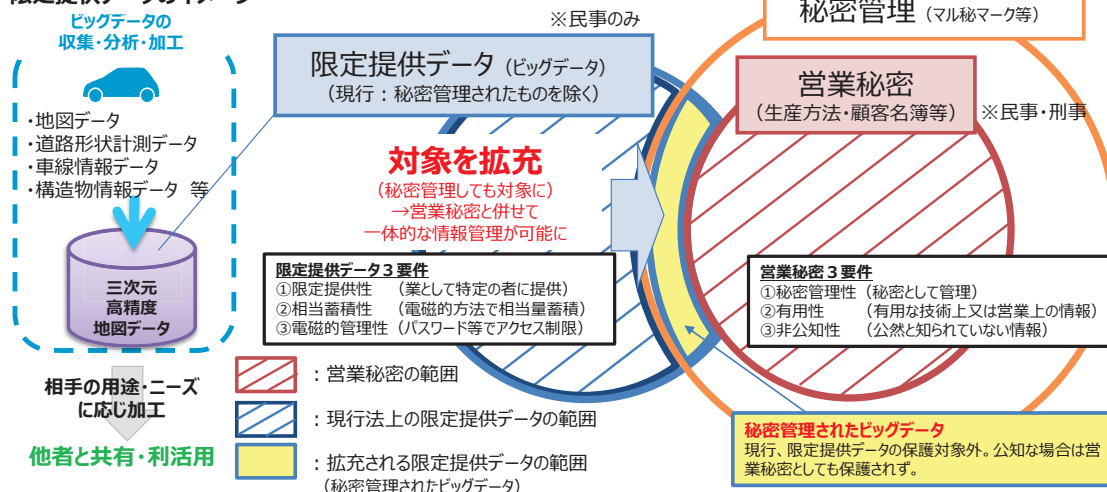
善意取得者保護に係る適用除外規定（第19条第1項第8号イ）における善意の判断基準時、具体的には「取得段階」から「契約時」に早めるべきかどうかについては、限定提供データに係る規律が未だ制度実装段階であるため、今後引き続き検討をしていくことが適切である。

20

2. (2)限定提供データの定義の明確化【第2条第7項】

- 平成30年改正により、不競法に**ビッグデータ保護制度**が創設（地図データ、消費動向データ等。令和元年7月施行）。
⇒限定提供データ制度：ビッグデータを安心して他者と共有・利活用できるように、不正取得等に差止めなど対抗手段を設ける保護制度
- 制度創設時は、他者と共有するビッグデータは秘密管理されるものではないと想定していたため、**現行法では「秘密管理されていないビッグデータ」のみが保護対象。**
- 近年、自社で秘密管理しているビッグデータであっても他者に提供する企業実務があることから、**対象を「秘密管理されたビッグデータ」にも拡充し、営業秘密と一体的な情報管理を可能とする。**

限定提供データのイメージ



21

2. (3)損害賠償額算定規定の拡充【第5条】 ※現行の規定

○損害の額の推定 (第5条)

「不正競争」による営業上の利益の侵害による損害は、経済活動を通じて発生するため、損害額を立証することが困難であることに鑑み、被害者の立証の負担を軽減するため、以下を損害の額として請求できる。

(1) 被害製品の単位数量当たりの利益額×侵害品の譲渡数量

侵害者が譲渡した物の数量に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じた額を被侵害者の損害の額とすることができる。(第5条第1項)

ただし、譲渡数量の全部又は一部について、被侵害者が販売することができない事情がある場合には、当該事情に相当する数量に応じた額を控除

<対象となる類型>

周知な商品等表示の混同惹起（第1号）、著名な商品等表示の冒用（第2号）、他人の商品の形態の模倣品提供（第3号）、営業秘密のうち技術情報にかかる侵害（第4～10号）、限定提供データに係る不正行為（第11～16号）、代理人等の商標冒用行為（第22号）

(2) 侵害行為により侵害者が得た利益の額

侵害者が侵害の行為により受けた利益の額を損害の額と推定することができる。(第5条第2項)

<対象となる類型>

全ての不正競争

(3) 使用許諾料に相当する額

「不正競争」によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に、使用許諾料に相当する額を損害額として請求することができる。(第5条第3項)

なお、第5条第4項において、同条第3項の使用許諾料相当額は、不正競争によって営業上の利益を侵害された者の損害の「最低限」の額であることを明示

<対象となる類型>

周知な商品等表示の混同惹起（第1号）、著名な商品等表示の冒用（第2号）、他人の商品の形態の模倣品提供（第3号）、営業秘密にかかる侵害（第4～9号）、限定提供データに係る不正行為（第11～16号）、ドメインネームの不正取得等（第19号）、代理人等の商標冒用行為（第22号）

22

2. (3)損害賠償額算定規定の拡充 ※審議会における検討

- 第5条第1項は、営業秘密のうち「技術上の秘密」が侵害された場合にのみ適用可能であり、さらに侵害者が「物を譲渡」している場合に限定している。また、同項と同趣旨の特許法第102条第1項には、令和元年特許法改正において、権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害の認定規定が創設された。
- 特許法には、同項と同趣旨の規定（特許法第102条第3項）があるが、令和元年特許法等改正において、第102条第4項として、ライセンス料相当額による損害賠償額の算定にあたり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定が創設された。

①「技術上の秘密」要件及び「物を譲渡」要件の拡充（第5条第1項）

- 第5条第1項は、営業秘密のうち「技術上の秘密」が侵害された場合にのみ適用可能であり、さらに侵害者が「物を譲渡」している場合に限定している。
- データが企業の競争力の源泉としての価値を増している中、現行規定では、営業上の秘密に関するデータセットを販売している場合には適用できない。
- ビジネスモデルが多様化する中、現行の不競法第5条第1項の規定では、役務提供をしている場合には適用できない。

第5条第1項を改正し、技術上の秘密に限定されている対象情報を営業秘密全般に拡充し、さらに「物を譲渡」した場合のみを想定している要件をデータや役務を提供している場合にも拡充（ただし、商取引単位が観念できるもののみ）に適用可能）することが適切である。

②令和元年特許法改正と同内容の改正（第5条第1項）

- 特許法第102条第1項には、令和元年改正において、侵害者が得た利益のうち、権利者の生産・販売能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できるとした。

第5条第1項を改正し、被侵害者の生産・販売及び役務提供能力を超える部分等の損害の認定規定を追加することが適切である。

③令和元年特許法改正と同内容の改正（第5条第3項）

- 特許法には、不正競争防止法第5条第3項と同趣旨の規定（特許法第102条第3項）があるが、令和元年特許法等改正において、第102条第4項として、ライセンス料相当額による損害賠償額の算定にあたり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定が創設された。
- 不正競争防止法においても、侵害者は被侵害者の許諾無く営業秘密等を使用等しており、被侵害者にとっては許諾するかどうかの判断機会が失われていることや、通常ライセンス契約を締結するにあたっては、ライセンス料の支払条件等、ライセンスは様々な制約を受けるが、侵害者は何ら制約なく侵害行為を行っていることから、これらの事情が使用許諾料相当額の増額要因として考慮されるべき。

第5条を改正し、不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を追加することが適切。

④「使用」以外の行為が含まれる点の明確化（第5条第3項）

- 第5条第3項は「使用」と規定されている一方、対象類型である第2条第1項各号の不正競争の類型の中には「使用」の語が用いられていない類型もあり、被侵害者が侵害者に対し使用許諾料相当額を請求しようとした際に同項が適用されるかが不明確。

第5条第3項を改正し、第2条第1項各号の不正競争行為を全てカバーできるように規定することが適切である。

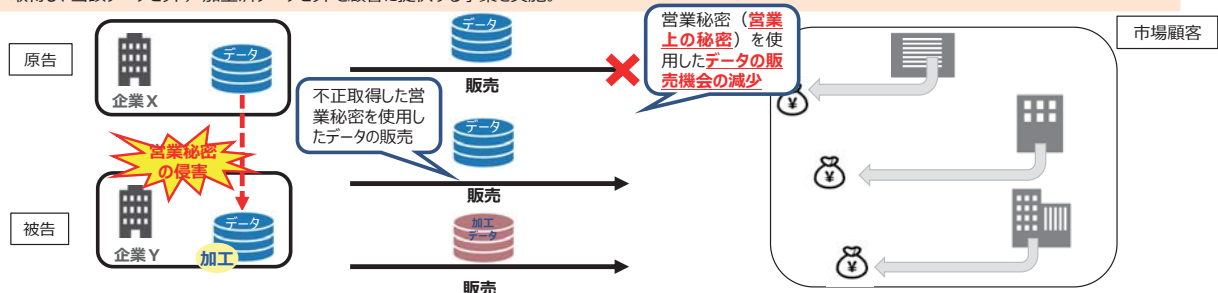
➢ その後の法制化の検討過程において、現行規定のもとでの裁判例（「使用」以外の事案への適用を肯定）があることも踏まえ、「使用」を改正しなくても適切な適用可能と考えられることから、改正を見送り。

23

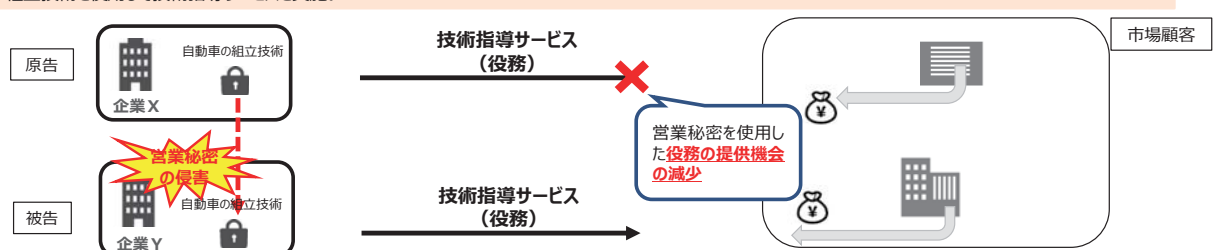
2. (3)損害賠償額算定規定の拡充①【第5条第1項】

- 「技術上の秘密」に限定されていた対象情報を営業秘密全般に拡充するとともに、「物を譲渡」と規定されていた侵害行為の対象を、「データや役務を提供」する場合にも拡充。

【事例1】企業Xがその保有する消費動向データ（営業上の秘密）に関するデータセットを顧客に提供する事業を行っていたところ、企業Yが当該データセットを不正取得し、当該データセット／加工済データセットを顧客に提供する事業を実施。



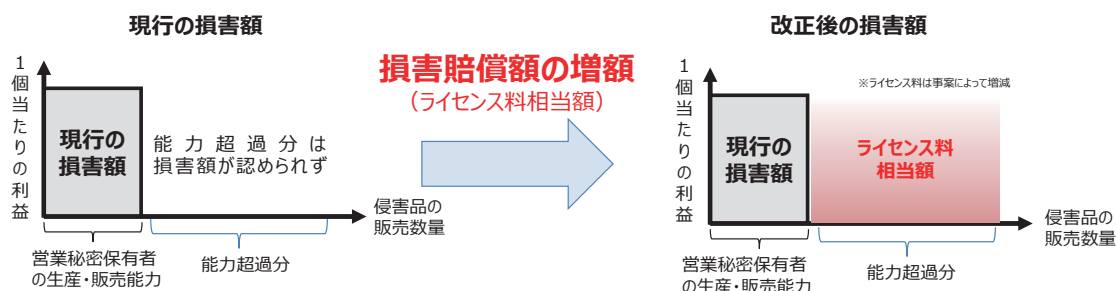
【事例2】企業Xは、営業秘密である自動車の組立技術を使用した技術指導サービスを行っていたところ、企業Yが当該組立技術を不正取得し、当該不正取得した組立技術を使用して技術指導サービスを実施。



24

2. (3)損害賠償額算定規定の拡充②【第5条第1項】

- 営業秘密等の損害額（逸失利益）は、侵害行為と損害との因果関係が明らかな場合が多く、立証が困難。そのため、現行法では、損害額を原則「侵害品の販売数量×被侵害者（営業秘密保有者）の1個当たりの利益」と推定して算定することで立証負担を軽減。
- しかしながら、現行法では被侵害者の生産・販売能力超過分等の損害額は否定されてきた。
- 侵害のし得を許さず、適切な損害回復を図るため、超過分は侵害者に使用許諾（ライセンス）したとみなし、使用許諾料相当額として損害賠償額を増額できる規定を令和元年特許法等改正にならい追加。
（これにより、生産能力等に限られる中小企業も、能力超過分等はライセンス料相当額として増額可能に）



25

2. (3)損害賠償額算定規定の拡充③【第5条第4項】

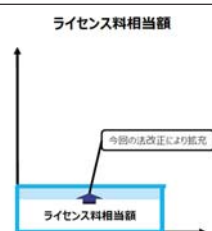
- 現行法では第5条第3項により、不正競争によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に、その「使用に」対して使用許諾料相当額を損害額として請求することが可能。
- しかしながら、侵害者は被侵害者の許諾無く営業秘密等を使用等しており、被侵害者にとっては許諾するかどうかの判断機会が失われていることや、通常ライセンス契約を締結するにあたっては、ライセンス料の支払条件等、ライセンシーは様々な制約を受けるが、侵害者は何ら制約なく侵害行為を行っていること等から、これらの事情が使用許諾料相当額の増額要因として考慮されるべき。
- 裁判所が、使用許諾料相当額の認定するに当たり、不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を令和元年特許法等改正にならい追加。

▶特許法

（損害の額の推定等）

第二百二条 （略）

- 3 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
- 4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をすれば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。



増額の考慮要素について （特許法第102条第4項）

当該規定により、具体的には、ライセンス料相当額の算定において、

- ①特許権侵害の事実
- ②特許権者の許諾機会の喪失
- ③侵害者が契約上の制約なく特許権を実施したことといった訴訟当事者間の具体的事情を考慮することができることを規定している。

26

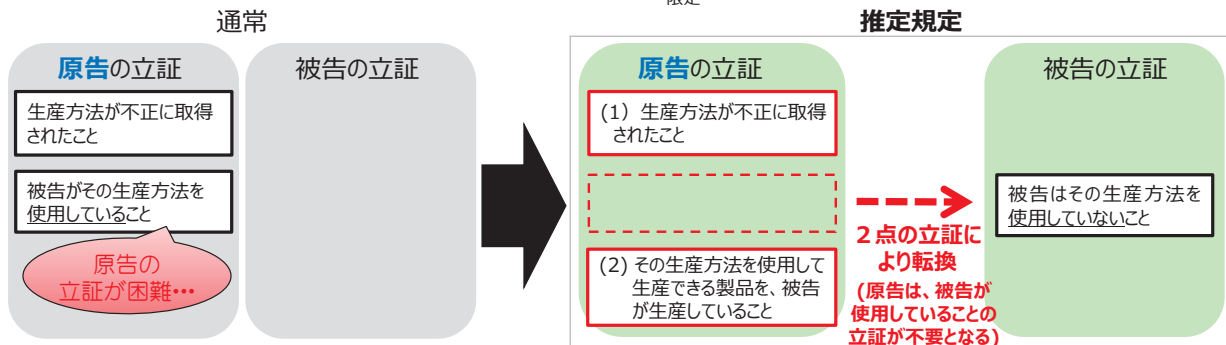
2. (4)使用等の推定規定の拡充【第5条の2】 ※現行の規定

○営業秘密の不正な使用等の推定 (第5条の2、不競法施行令第1条、第2条)

原告が、①生産方法等の営業秘密を、被告によって不正に取得されたこと、②被告がその生産方法を使って生産することができる製品を生産していること等を立証した場合には、不正使用をしたものと推定。

➢ 侵入などの不正な手段での取得（第2条第1項第4号）、不正取得・開示が介在した 営業秘密であることを知ったうえで取得（同項第5号、第8号）に限定

＜生産方法の不正使用の裁判における立証構造の例＞



＜対象となる営業秘密及び技術上の秘密を使用したことが明らかな行為＞

	①対象となる営業秘密 (技術上の秘密)	②技術上の秘密を使用したことが明らかな行為
不競法 第5条の2	生産方法 ＜例＞自動車組立技術、 化学物質の生成技術	当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産 ＜例＞当該組立技術を用いて生産できる自動車の生産、 当該原材料を用いて生産できる化学品の生産
不競法施行令 第1条、第2条	情報の評価又は分析の方法 ＜例＞血液を化学的に分析し、特定 疾患の罹患リスクを評価する方法	技術上の秘密を使用して評価し、又は分析する役務の提供 ＜例＞当該分析・評価方法を用いてできる、血液分析による特定疾患リスク の評価結果を提供するサービスの提供

27

2. (4)使用等の推定規定の拡充【第5条の2】 ※審議会における検討

- 原告（被害者）の立証負担を軽減するため、平成27年改正で導入。ただし、対象情報は、技術上の秘密のうち、「生産方法」と「情報の評価又は分析の方法」に限定、また、不正取得類型（第2条第1項第4号）及び取得時悪意重過失の転得類型（同項第5号及び第8号）に適用を限定するという制約が存在。
- 営業秘密侵害事案で多く見られる「取引相手方の不正流用事案」や「競合相手方への転職事案」等には、適用が制限される可能性があることから、営業秘密侵害訴訟における被侵害者の立証の困難性を解消するための措置について検討。

①信義則違反類型への対象類型の拡充

- オープンイノベーションが進む中で取引相手方に営業秘密を開示する事例も増加しており（信義則違反類型）、対象類型を拡充する必要性を検討。
- 信義則違反類型（第2条第1項第7号）は、営業秘密保有者から営業秘密を示された従業員、ライセンサー、取引先関係者等が図利加害目的を持って当該営業秘密を使用する行為。
- 取得行為自体は正当であるため、信義則違反類型（第2条第1項第7号）への拡充については、懸念も指摘されている。

●想定事例

企業Xは企業Yに対し、ライセンス契約に基づき営業秘密である自動車の組立技術を開示。
Yは、ライセンス契約終了後に、Xの営業秘密を使用して、Xと競合する製品を製造・販売。

- 信義則違反類型（第2条第1項第7号）への拡充については、刑事規律における「領得」行為（第21条第1項第3号）が介在している場合に限り適用対象とする等、営業秘密保有者から営業秘密を示された者への一定の配慮措置を講じることが適切である。

②取得時善意無重過失転得類型への対象類型の拡充

- 現行規定は、不正取得類型（第2条第1項第4号）及び取得時悪意重過失の転得類型（同項第5号及び第8号）に適用を限定。
- 雇用・人材の流動化が進む中で転職による持出事例も少なくないこと（取得時善意無重過失転得類型）から、対象類型を拡充する必要性を検討。

●想定事例

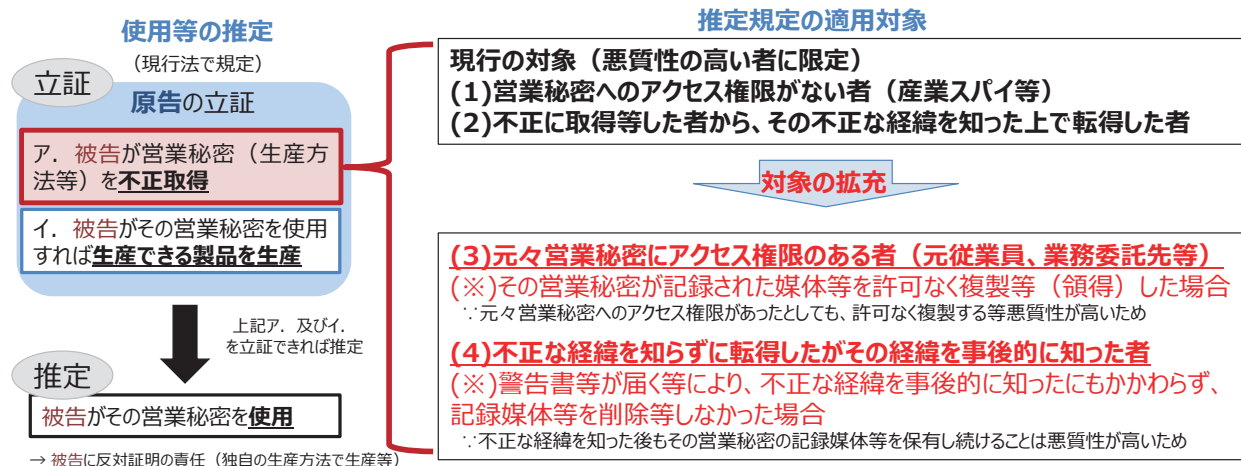
企業Xの営業秘密である顧客名簿について、Xの元社員が退職時に自身のPCから削除しないまま、Xの競合企業である企業Yに転職。
Yは、元社員の受け入れに際し、前職の営業秘密を持ち込んでいない旨の誓約書にサインをさせていた。
元社員は、同社に転職後、自身のPCに保存されていたXの顧客名簿をYの共有サーバーへ保存した。
一方、Yは、独自ルートによってXの顧客名簿と同じ内容を含む顧客名簿を取得し、当該顧客名簿を使用し、営業活動を行っていた。その後、Xから警告書が届き、不正開示行為があったことを知った。

- 取得時善意無重過失転得類型（第2条第1項第6号及び第9号）への拡充については、不正開示行為等の介在について悪意重過失に転じている場合に限り適用対象とすることを前提とし、その上で、営業秘密が記録された記録媒体等を消去・廃棄せずに保持している場合に限定する等、一定の配慮措置を講じることが適切である。
- なお、被告が保持することとなる対象は、①「営業秘密記録媒体等」、②「営業秘密が化体された物件」（第21条第1項第3号イ参照）及び、③「営業秘密がアップロードされているサーバー等のURLとすることが適切である。

28

2. (4)使用等の推定規定の拡充【第5条の2】

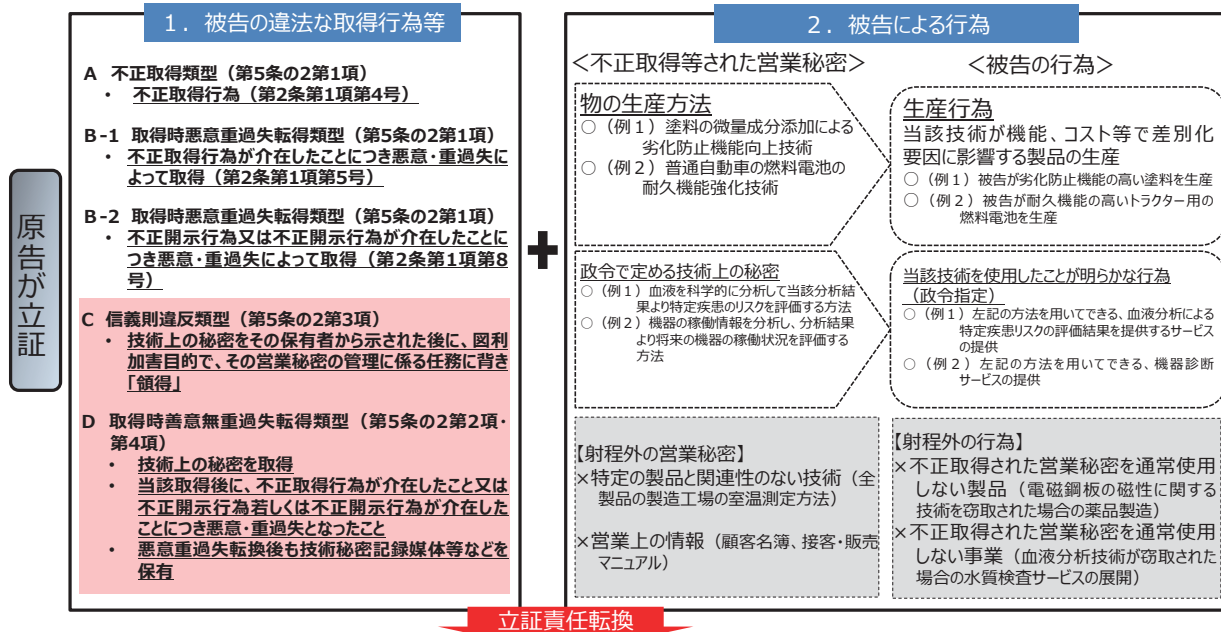
- 原告（営業秘密保有者）から不正取得した「営業秘密（生産方法等）」を被告（侵害者）が実際に使用しているかを原告が立証することは困難。そこで、現行法では被告が「営業秘密」を不正取得し、かつ、「その営業秘密」を使用すれば生産できる製品を生産している場合には、被告が「その営業秘密」を使用したと推定する規定が設けられている。
- しかしながら、現行法では推定規定の適用対象となる被告は、産業スパイ等の悪質性の高い者に限定。
- オープンイノベーション・雇用の流動化を踏まえ、推定規定の適用対象を、元々アクセス権限のある者（元従業員）や、不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者にも、同様に悪質性が高いと認められる場合（※）に限り拡充。



29

2. (4)「使用等の推定規定」の改正後のイメージ

: 改正によって追加された部分



立証
被告が

当該技術とは違う自社開発技術を使用しても同等の効果を達成できること
(例) 製品におけるレア金属使用量を半減可能な添加剤に関する原告営業秘密を窃取した場合
→ 原告とは異なる添加剤によってレア金属使用が半減可能であり、当該添加剤を被告独自で利用していることを立証
※ 取得時善意無重過失転得類型の場合、被告が、技術秘密記録媒体等を保有していないこと（廃棄・消去等）を反証すれば、「保有」要件を満たさなくなるため、使用等の推定が働かない。

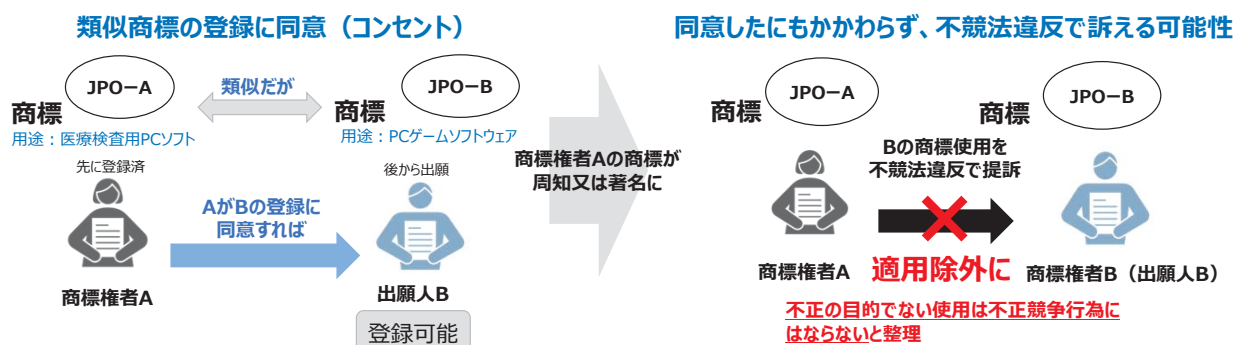
30

2. (5) コンセント制度導入に伴う、不正競争防止法の適用除外規定の新設

【第19条第1項第3号】

- コンセント制度（商標法）により類似商標が併存して登録され、いずれかの商標が周知又は著名となった後、登録時に同意したにもかかわらず、相手側の商標の使用行為を、自社の商品等表示と混同させる行為又は著名表示を無断使用する行為（現行法的不正競争行為）であるとして不正競争防止法に基づく差止・損害賠償を請求することが形式上可能。
- こうした請求は、そもそも同意に反する行為であり信義則違反と考えられるものの、仮に請求が認められると、事業の予見可能性が確保されず、コンセント制度の安定した活用につながらない。
- このため、同意した両者のうち一方が、不正の目的でなく商標を使用している場合には、その者の商標の使用行為を不正競争行為として扱わない（適用除外） こととする。

○ 周知表示混同惹起行為：周知となった他人の商品表示（商標含む）と同一又は類似の表示をして、その他の人の商品・営業と混同を生じさせる行為
○ 著名表示冒用行為：著名な他人の商品表示（商標含む）と同一又は類似の表示をして、営業活動をする行為



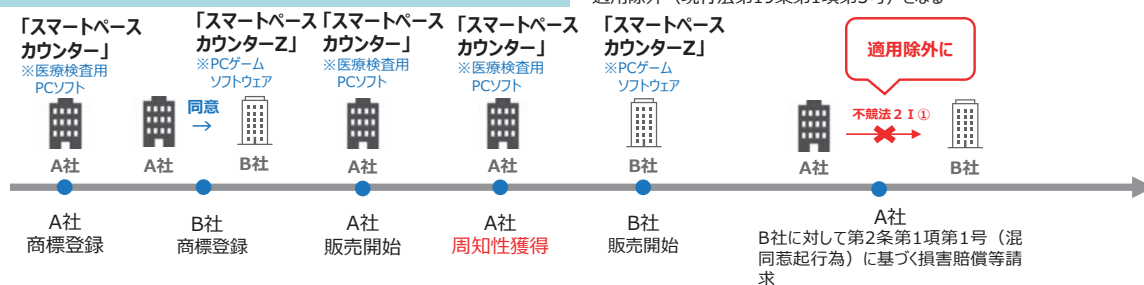
31

2. (5) コンセント制度導入に伴う、不正競争防止法の適用除外規定の新設 事例検討

【第19条第1項第3号】

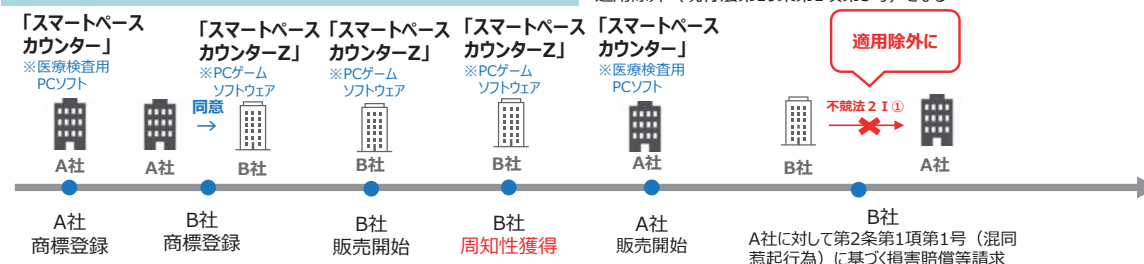
【A社（先行商標権者）が周知性を獲得した場合】

※A社が周知性を獲得する前に、B社が販売を開始した場合には、先使用による適用除外（現行法第19条第1項第3号）となる



【B社（後行商標権者）が周知性を獲得した場合】

※B社が周知性を獲得する前に、A社が販売を開始した場合には、先使用による適用除外（現行法第19条第1項第3号）となる



32

2. (6)外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充〔第21条等〕 ※現行の規定

○外国公務員贈賄罪

(外国公務員等に対する不正の利益供与等罪)
(第18条・第21条第2項第7号)

外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、贈賄等することを禁止

※OECD外国公務員贈賄防止条約に対応するため、平成10年改正により導入

<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/oecdantibriberyconvention.htm>

金銭や物品が少額であるからといって、処罰を免れるというわけではありません。



海外事業展開において賄賂提供は必要悪だ、という時代はすでに終わりました！



外国公務員贈賄リスクの管理を、海外子会社、海外支店に丸投げしたままで大丈夫ですか？



断固として贈賄要求は拒絶しましょう！

外国公務員贈賄防止に関するパンフレット
「海外進出する企業必見 外国公務員贈賄罪を知っていますか？」
(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/damezowai pamph.pdf)

刑事規定 (第18条第1項)

何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつてをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

→罰 則 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金 (又はこれの併科) (第21条第2項第7号)
法人両罰は3億円以下の罰金 (第22条第1項第3号)

「外国公務員等」の定義 (第18条第2項)

- 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者 (第1号)
- 外国の政府関係機関の事務に従事する者 (第2号)
- 外国の公的な企業の事務に従事する者 (第3号)
- 公的国際機関の公務に従事する者 (第4号)
- 外国政府等から権限の委任を受けている者 (第5号)

不正競争防止法施行令 第3条 参照。
例えば、一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、出資の過半数を所有している場合などがあります。

33

2. (6)外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充〔第21条等〕

- OECD 外国公務員贈賄防止条約に基づく外国公務員贈賄罪について、OECDからの勧告も踏まえ、条約をより高い水準で的確に実施するため、

- (1) 国内のバランスも踏まえつつ他の加盟国と遜色のない水準となるよう、自然人・法人の法定刑 (罰金・懲役) を引上げ。
- (2) 現行法では、日本企業従業員の贈賄行為は、日本国内での行為は国籍問わず (属地主義)、海外での行為は日本人のみ処罰対象 (属人主義)、外国人従業員による単独行為は対象外。そこで、海外での贈賄行為を従業員の国籍を問わず処罰可能とし、結果として外国人従業員が所属する日本企業も両罰規定により処罰できることを明確化。

自然人の罰金上限額・懲役刑

¥ 500万円以下

5年以下

引上げ

¥ 3,000万円以下

※日本の刑事法制での最高額

10年以下

※日本の経済犯罪の最長期間

※懲役刑が10年以下に延長 → 時効は5年から7年に (刑事訴訟法)

<他国の罰金上限額・懲役刑：自然人>



約3,300万円以下 上限なし
(又は不正利益2倍以下)

約15億円以下

5年以下

10年以下

10年以下

法人の罰金上限額

¥ 3億円以下

引上げ

¥ 10億円以下

※日本の刑事法制での最高額

※不正競争防止法の営業秘密の海外重罰の罰金上限額：自然人3,000万円以下・法人10億円以下

<他国の罰金上限額：法人>



約2.7億円以下 上限なし
(又は不正利益2倍以下)

約14億円以下

海外単独贈賄行為の処罰対象の拡大

日本企業の従業員が海外で単独で贈賄した場合



現行法では海外での単独贈賄行為は日本人従業員のみ処罰可能

海外での外国人従業員の行為も対象に

従業員の国籍問わず処罰可能に

(日本企業に両罰規定が適用できることを明確化)

34

2. (7)国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化〔第19条の2・第19条の3〕

※審議会における検討

- 国際裁判管轄は民事訴訟法第3条の3第8号、準拠法は法の適用に関する通則法第17条の適用が主に問題となるが、いずれも「結果発生地」の解釈によることとなり、定見はない状況。
- 渉外事案が散見される民事上の営業秘密侵害事案における国際裁判管轄・不正競争防止法の適用範囲について、当事者の予見可能性を確保するための措置を検討。

①競合管轄規定の整備について

- 事案によっては、訴訟戦略の観点から企業が外国の裁判所での訴訟を希望する場合もある。
- 専属管轄として、日本の裁判所に限って国際裁判管轄を認める旨の規定をおいてしまうと、企業の訴訟戦略の足かせとなってしまう可能性があるため、一定の場合に日本の裁判所に管轄を認めるとする専属的でない管轄規定（競合管轄規定）を設けることが考えられる。

国際裁判管轄に関する規定の整備については、渉外的な営業秘密侵害事案に関し、立法措置が可能であれば、日本の裁判所に管轄を認めるとする競合管轄規定を設ける方向で検討を進めることが適切である。
 なお、規定を設ける際の立法措置の範囲については、引き続き関係省庁と調整を進め、適切な範囲となるよう検討を行うことが適切である。

②場所的適用範囲の規定の整備について

- 不競法では、既に刑事においては、国外において侵害行為が発生した場合にも罰則を適用する国外犯処罰規定（第21条第6項）が整備されている。
- 民事事案においても、国外において侵害行為が発生した場合にも日本の不正競争防止法を適用可能とできるよう場所的適用範囲を規定することが考えられる。
- 当該場所的適用範囲については、競合管轄規定と同様「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するものであり、かつ当該営業秘密が日本における業務に関するものであるとき」とすることが考えられる。

不競法の適用範囲については、国内における営業秘密侵害事案と同様に政策的保護が必要となる渉外的な営業秘密侵害事案に関し、法の適用に関する通則法による準拠法の選択にかかわらず直接に適用される（法の適用に関する通則法よりも優先する）規定を設けることにつき関係省庁とともに引き続き検討した上で、立法措置が可能であれば、当該立法措置の範囲が国際裁判管轄とあわせて適切となるよう検討を行うことが適切である。

35

2. (7)国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化〔第19条の2・第19条の3〕

- 日本国内で事業を行う企業の営業秘密が侵害された場合、刑事（懲役・罰金）では海外での侵害行為も処罰可能（国外犯処罰）。一方、民事（差止・損害賠償）では、日本国内の裁判所で日本の法律（不競法）に基づき裁判を受けられるのか、事案によっては不明確。

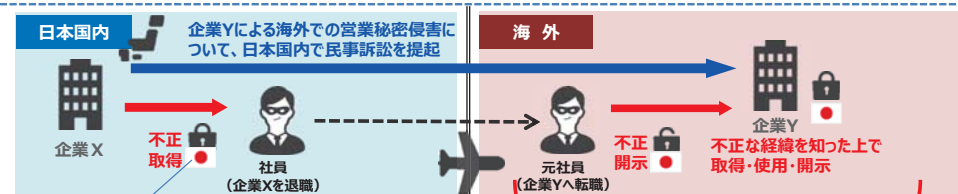
※国際裁判管轄は「民事訴訟法」、準拠法（事案に適用される法律）は「法の適用に関する通則法」に基づき裁判所が判断（「侵害の結果が発生した地」をどのように判断するか次第）。判断によっては、国際裁判管轄・準拠法が日本・日本法ではない可能性。

- このため、日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密に関する民事訴訟であれば、海外での侵害行為も日本の裁判所で日本の不競法に基づき提訴できる旨を明確化。（中小企業も、日本の裁判所で日本語で海外の企業を提訴可能であることが明確化）

※ただし、「専ら海外事業にのみ用いられる営業秘密」の場合は、従来と同様に、「民事訴訟法」・「法の適用に関する通則法」に基づき裁判所が判断。

想定例

- 日本国内で事業を行う企業Xの、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密を、企業X社員が不正取得。退職後、海外企業Yに転職し、不正に開示。企業Yは、不正な経緯を知った上で海外で取得・使用・開示。



日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密であることが前提

海外での営業秘密侵害行為だが、日本の裁判所で日本の不競法に基づき民事訴訟が提起可能であることを明確化

※企業が望めば、海外での訴訟も可能（競合管轄）

※刑事では、現行でも元社員、企業Yを処罰可能（国外犯処罰）

36

4. 改正法の施行期日

37

(4) 施行期日について

- 原則、本改正法の公布の日（令和5年6月14日）から1年を超えない範囲で政令で定める日に施行する。
- ただし、一部の規定については、その準備期間や適用期日の固有の事情に鑑み、段階的に施行する。

施行日 (具体的には政令にて規定)	改正事項
公布日から3月以内 (令和5年7月3日)	(1) ④ (iv) 裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限【特186条、実55条、意63条等】 (2) ① (i) 国際郵便引受停止等に伴う公示送達の見直し【特191条】
公布日から9月以内 (令和6年1月1日)	(1) ② 意匠登録手続の要件緩和【意4条等】 (2) ② (i) 書面手続のデジタル化（申請）のための改正【工8条等】 (2) ② (ii) e-Filingによる商標の国際登録出願の手数料納付方法の見直し【商68条の2等】 (2) ② (iii) 優先権証明書のオンライン提出のための規定整備【特43条、実10条、意10条の2、商10条等】
公布日から1年以内 (令和6年4月1日)	(1) ① (i) 商標におけるコンセント制度の導入【商4条等】 (1) ① (ii) コンセント制度導入に伴う不競法の適用除外規定の新設【不19条】 (1) ① (iii) 他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し【商4条】 (1) ③ 形態模倣の対象行為の追加【不2条】 (1) ④ (i) 限定提供データの定義の明確化【不2条】 (1) ④ (ii) 損害賠償額算定規定の拡充【不5条】 (1) ④ (iii) 使用等の推定規定の拡充【不5条の2】 (2) ③ 手数料減免制度の見直し【特195条の2等】 (3) ② 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【不19条の2等】 (3) ① 外国公務員贈賄に関する罰則強化【不21条等】
公布日から3年以内	(2) ① (ii) オンライン送達制度の見直し【工5条等】

38

5. 参考資料

39

【参考】改正の背景

関連スライド：15

- 産業構造の変化に伴い、付加価値の源泉がモノからサービス、さらに無形資産へと大きく移り変わる 中で、知的財産の重要性がより一層高まっている。
- AIやメタバースなどの新たな技術が登場し、それらの活用も含め経済活動がグローバル化する 中、知的財産制度も時代の要請に対応する必要あり。

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応して知的財産制度を一体的に見直す

具体的には、

- ① デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、
- ② 国際的な事業展開に関する制度整備

等を柱とし、不正競争防止法を改正。

無形資産への投資拡大・イノベーションの促進へ

40

【参考】改正に向けた検討経緯

関連スライド：15

- **令和3年12月より、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会において、合計10回の審議を行い、令和5年3月10日に最終報告を公表。**
- 外国公務員贈賄罪に関しては、**令和4年8月より、外国公務員贈賄に関するワーキンググループにおいて、計5回の審議を行い、令和5年3月10日に最終報告を公表。**
- **第211回通常国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立し、令和5年6月14日に公布。**

【検討経緯】

- 令和3年12月～令和4年5月
不正競争防止小委員会
(委員長:岡村久道)にて検討を重ね(計5回)
パブリックコメント(令和4年3月26日～令和4年4月26日)を踏まえ、
令和4年5月17日に中間報告を公表
- 令和4年10月～令和5年3月
不正競争防止小委員会にて検討を重ね(計5回)パブリックコメント(令和4年12月14日～令和5年1月19日)を踏まえ、**令和5年3月10日に最終報告を公表**
※外国公務員贈賄に関するワーキンググループは、令和4年8月～令和5年1月にかけて、計5回の審議を行い、パブリックコメント(令和4年12月12日～令和5年1月17日)を踏まえ、**令和5年3月10日に最終報告を公表**
- 令和5年6月7日
第211回通常国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が可決・成立
- 令和5年6月14日
「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布(令和5年法律第51号)

【不正競争防止小委員会 委員】(敬称略・令和4年11月時点)

岡村 久道	国立情報学研究所 客員教授 京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士(委員長)
小川 暁	東京地方裁判所 判事
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
河野 智子	ソニー株式会社 スタンド&パートナーシップ部 著作権政策室 著作権政策担当部長
小松 文子	長崎県立大学 副学長
下川原 郁子	日本知的財産協会 副理事長 東芝デバイス&ストレージ株式会社 取締役 株式会社東芝 技術企画部 エキスパート
末吉 互	KTS法律事務所 弁護士
杉村 純子	日本弁理士会 会長 プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
田村 善之	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
長谷川 正憲	日本経済団体連合会 知的財産委員会・企画部会 委員 キヤノン株式会社 知的財産法務本部 知的財産渉外第三部長
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
山本 和彦	一橋大学大学院 法学研究科 教授

41

【参考】改正の全体像

関連スライド：15

デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

- **デジタル空間における模倣行為の防止**【第2条】
 - 商品形態の模倣行為について、**デジタル空間上でも不正競争の対象**とし、侵害行為に対する差止請求等を可能とする。
- **営業秘密・限定提供データの保護の強化**
 - ビッグデータを**秘密管理**している場合も含め**限定提供データとして保護**し、侵害行為に対する差止請求等を可能とする。【第2条】
 - 損害賠償額算定規定に関し、技術上の秘密に限定されている**対象情報を営業秘密全般に拡充**するとともに、**「データや役務を提供」する場合にも拡充**する。また、損害賠償請求訴訟で被害者の生産能力等を超える損害分も**使用許諾料相当額として増額請求**を可能にするとともに、裁判所が、使用許諾料相当額を認定するに当たり、**不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮**できる旨の規定を追加する。【第5条】
 - 使用等の推定規定に関し、その適用対象について、**元々アクセス権限のある者**(元従業員など)や、**不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者にも、悪質性が高いと認められる場合に限り拡充**する。【第5条の2】
- **コンセント制度による登録を受けた商標の不競法の適用除外規定等の追加**【第19条】
 - コンセント制度により後行商標が登録され、その後、先行商標又は後行商標が周知又は著名になった場合、後行商標権者又は先行商標権者が**不正の目的でなくその登録商標を使用する行為を不正競争として扱わない**こととするとともに、その場合、商標権者等に対し自己の商品等との混同を防ぐのに**適当な表示を付すべきことを請求可能**とする。

国際的な事業展開に関する制度整備

- **外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充**【第21条等】
 - OECD 外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、自然人及び法人に対する**法定刑を引き上げる**とともに、**日本企業の外国人従業員**による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする(両罰規定により、法人の処罰対象も拡大)。
- **国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化**【第19条の2・第19条の3】
 - 国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも**日本の裁判所に訴訟を提起**でき、**日本の不競法が適用される**こととする。

※他法の例にならい、法人両罰の有無による罰則規定の整理及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の規定の改正を行う。
【第21条等】

42

【参考】罰則規定（刑事罰）の条項の整理 【改正後の第21条第1項～第5項】

- 罰則に関する他法の例にならい、①法人両罰の有無による規定の整理、②罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確化。【第21条等】

※外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充（前ページ参照）以外の罰則については、構成要件、法定刑ともに現行法が定めている内容・水準と同じ。

- 営業秘密侵害罪（現行法第21条第1項）関係 ※10年以下の懲役若しくは2000万円以下の罰金（又はこれらの併科）

現行法	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号
改正後	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第1項	第1号	第2号	↓	↓	↓	↓	第3号	第4号	第5号
第2項			第1号	第2号	第3号	第4号			第5号

- 営業秘密侵害罪以外の罪（現行法第21条第2項）関係 ※5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（又はこれらの併科）

現行法	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
改正後	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第3項	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
第4項							第4号

・外国国旗等の不正使用罪
・外国公務員贈賄罪

・外国国旗等の不正使用罪
・外国公務員贈賄罪

- 海外重罰（現行法第21条第3項）関係 ※10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金（又はこれらの併科）

現行法	第1号	第2号	第3号
改正後	↓	↓	↓
第4項	第1号	第2号	第3号
第5項	第1号	第2号	第3号

外国公務員贈賄罪は、
法定刑の見直しに伴い項を移動

【凡 例】 両罰あり 両罰なし 混在

※罰則規定を新設する他法の例にならい、形式的に規定の新設となる改正後の第3項・第5項については、「拘禁刑」と規定している。ただし、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が施行の日の前日までの間は、「懲役」と読み替える。（改正法附則第2条第5項）

平成以降の主な法律改正

平成 2(1990)年	G A T T・ウルグアイラウンド交渉を先取りし、「営業秘密」に係る不正行為を不正競争行為として追加(1991.6.15施行)
平成 5(1993)年	全面改正（①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充（著名表示冒用行為・商品形態模倣行為）、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設 等）（1994.5.1施行）
平成10(1998)年	O E C D外国公務員贈賄防止条約の実施のため、外国公務員贈賄罪を規定(1999.2.15施行)
平成11(1999)年	デジタルコンテンツ保護の観点から、「技術的制限手段」に係る不正行為を不正競争行為として追加（1999.10.1施行）
平成13(2001)年	①ドメイン名に係る不正行為を不正競争行為として追加、②外国公務員贈賄罪について規制対象の拡大（2001.12.25施行）
平成15(2003)年	「知的財産戦略大綱」(2002年7月)における指摘事項の実施のため①営業秘密の刑事的保護の導入、②民事的救済措置の強化、③ネットワーク化への対応(2004.1.1施行)
平成16(2004)年	①外国公務員贈賄罪について国外犯も処罰の対象に追加(2005.1.1施行) ②営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化（秘密保持命令の導入、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の整備等）（裁判所法等の一部を改正する法律）（2005.4.1施行）
平成17(2005)年	営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、罰則の強化、条番号の整序(2005.11.1施行) →周知表示の混同惹起行為となる商品等の税関での輸入差止制度の導入（関税定率法の一部改正）
平成18(2006)年	営業秘密、秘密保持命令違反に係る刑事罰の強化、商品形態模倣行為の刑事罰の強化（2007.1.1施行） →不正競争防止法違反物品の税関での輸出差止制度の導入（関税法の一部改正）（2007.1.1施行）
平成21(2009)年	営業秘密侵害罪に係る刑事罰の強化（①営業秘密を不当に保有し続ける行為（領得行為）についても処罰対象に追加、②目的要件の拡大（不正の競争の目的→図利・加害の目的に変更）等）（2010.7.1施行）
平成23(2011)年	①営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備（秘匿決定、呼称等の決定、公判期日外での証人尋問等）、②技術的制限手段に係る規律の強化（規制対象装置の範囲の拡大、刑事罰の導入、税関での輸出入差止制度の対象(関税法の一部改正)）（2011.12.1施行）
平成27(2015)年	①営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上（法定刑の引上げ、非親告罪化、不正使用の推定規定、営業秘密侵害品の譲渡行為等の規制）、②営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備（未遂処罰、転得者処罰、国外犯処罰の範囲拡大）（2016.1.1施行（除斥期間の延長に関する部分のみ2015.7.10施行））
平成28(2016)年	営業秘密侵害品の税関での輸出入差止制度の導入（関税法の一部改正）（2016.6.1施行）
平成30(2018)年	①「限定提供データ」に係る不正行為を不正競争行為として追加（2019.7.1施行）、 ②技術的制限手段に係る規律強化（2018.11.29施行）、③証拠収集手続の強化（2019.7.1施行）
令和 5(2023)年	①デジタル空間上の形態模倣商品の提供行為を不正競争行為として追加、 ②外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充、③国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化 等（公布の日から1年以内施行）

(参考資料)

[「不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年法律第51号）」](#)（特許庁HP）



[「法律・理由」](#)（特許庁HP）



[「法律要綱」](#)（特許庁HP）



[「新旧対照条文」](#)（特許庁HP）



(参考資料)

[「2019年4月～ 中小企業等の料金軽減制度のご案内」](#)（特許庁HP）



[「産業財産権関係料金一覧」](#)（特許庁HP）



[「不正競争防止法 直近の改正（令和5年）（METI/経済産業省）」](#)（経済産業省HP）



【問合せ先】

不正競争防止法について：

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号
TEL：03-3501-1511（内線2631）
E-MAIL：bzl-chitekizaisan@meti.go.jp

特許法・実用新案法・意匠法・商標法・

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律について：

特許庁 総務部 総務課 制度審議室
〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号
TEL：03-3581-1101（内線2118）
E-MAIL：PA0A00@jpo.go.jp

特許出願非公開制度について

※本資料の内容は現時点での検討状況を示すもので、今後、変更される可能性があります

内閣府・特許庁（特許出願非公開制度担当）

目次

- 1 特許出願非公開制度の概要
- 2 外国出願禁止（第一国出願義務）
- 3 外国出願に関するその他の留意事項（優先権証明書の発行留保）
- 4 第一次審査
- 5 保全審査（第二次審査）

特許出願非公開制度の概要

2

経済安全保障推進法の概要（１／２） （経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）

法律の趣旨

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

法律の概要

１．基本方針の策定 等（第１章）

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行われなければならない。

２．重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第２章）

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組 等を措置。

特定重要物資の指定

- ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定

事業者の計画認定・支援措置

- ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定
- ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援

政府による取組

- ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置

その他

- ・所管大臣による事業者への調査

３．基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第３章）

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令 等を措置。

審査対象

- ・対象事業：法律で対象事業の外縁（例：電気事業）を示した上で、政令で絞り込み
- ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定

事前届出・審査

- ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出
- ・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能）

勧告・命令

- ・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令

3

経済安全保障推進法の概要（２／２） （経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）

法律の概要（続き）

４．先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第４章）

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援

- ・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等

官民パートナーシップ（協議会）

- ・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置
- ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者等
- ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務

調査研究業務の委託（シンクタンク）

- ・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める

５．特許出願の非公開に関する制度（第５章）

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願禁止等を措置。

技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）

- ・特許庁は、特定技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付

保全審査（第二次審査）

- ① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
- ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮

保全指定

- ・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理等

外国出願禁止

補償

施行期日

- ・公布（令和４年５月１８日）後６月以内～２年以内 ※段階的に施行

4

特許出願の非公開制度の概要（１／２）

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第５章）

趣旨

特許出願の非公開制度を導入することにより、

- 公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されている特許出願につき、出願公開等の手続を留保するとともに、その間、必要な情報保全措置を講ずること、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止。
- これまで安全保障上の観点から特許出願を諦めざるを得なかった発明者に特許法上の権利を受ける途を開く。

概要

１．特許出願の非公開に関する基本指針を策定【第65条】

２．技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）【第66条】

- ・特許庁は、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術分野（※）に属する発明が記載されている特許出願を、内閣府に送付

※ 特定技術分野（政令で指定）：核技術、先進武器技術等の中から下記３①②の観点を踏まえて絞り込んだもの

- ▶ 第一次・第二次審査中及び保全指定中は、出願公開及び特許査定を留保

３．保全審査（第二次審査）【第67条】

- ・「保全審査」（＝発明の情報を保全することが適当と認められるかの審査）における考慮要素

- ① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
- ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等

- ▶ 内閣府は、審査に当たり、国の機関や外部の専門家の協力を得、また、国の関係機関に協議
- ▶ 保全指定をする前に、出願人に対し、特許出願を維持するか意思確認を実施

5

特許出願の非公開制度の概要（2／2）

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第5章）

概要（続き）

4. 保全指定【第70条】

・「保全対象発明」を指定、出願人に通知

※ 指定の期間：1年以内。以後、1年ごとに延長の要否を判断

※ 指定の効果：

- 出願の取下げ禁止【第72条】
- 発明の実施の許可制【第73条】
- 発明内容の開示の原則禁止【第74条】
- 発明情報の適正管理義務【第75条】
- 他の事業者との発明の共有の承認制【第76条】
- 外国への出願の禁止【第78条】

5. 外国出願禁止（第一国出願義務）【第78条】

・日本でした2の技術分野に属する発明については、まず日本に出願しなければならないこととする第一国出願義務を規定（特許庁に対し、該当するかどうかを事前確認可能【第79条】）

6. 補償【第80条】

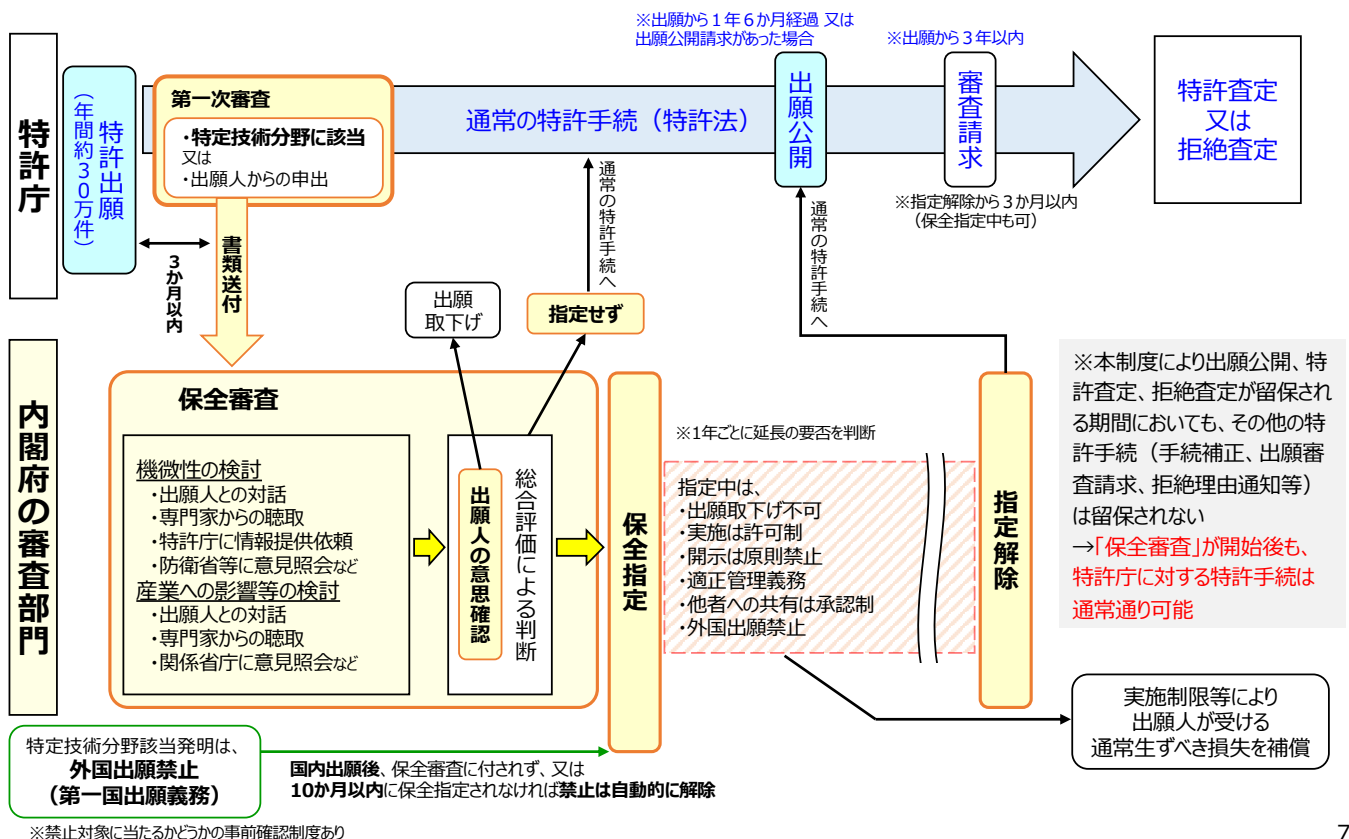
・発明の実施の不許可等により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償

施行期日

令和6年5月1日

6

特許出願の非公開制度 手続フロー図



7

特定技術分野と付加要件の考え方

● 基本指針において示した考え方

(1) 特定技術分野の選定の考え方 (第2章第1節(2))

➤ **国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明(※)**が含まれ得るか

※ 安全保障上の機微性が極めて高いもの。具体的には、

- ・ 我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る**先端技術**
(いわゆるゲーム・チェンジャーと呼ばれる将来の戦闘態様を一変させかねない武器に用いられ得る先端技術や、宇宙・サイバー等の比較的新しい領域における深刻な加害行為に用いられ得る先端技術等)
- ・ 我が国の国民生活や経済活動に**甚大な被害**を生じさせる手段となり得る技術
(大量破壊兵器への転用が可能な核技術等) (第1章第2節(1))

➤ **経済活動やイノベーションへの影響**

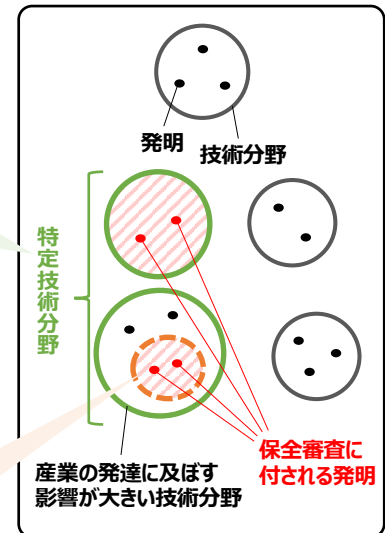
の両方を考慮し、真に保全指定の対象となる発明が含まれ得る領域を選定。

(2) 付加要件の考え方 (第2章第2節)

保全指定をした場合に**産業の発達に及ぼす影響が大きい技術分野**については、**発明の経緯や研究開発の主体等の技術分野以外の要件**（「**付加要件**」）を定めて**絞り込み**、保全審査に付す。

(例) 当初から**防衛・軍事**の用に供する目的で開発された場合
国の委託事業において開発された場合 等

特定技術分野及び付加要件のイメージ
(斜線部分が保全審査に付される範囲)



8



特定技術分野の概要

- **特定技術分野**：(1)~(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従って規定。
(政令で示す国際特許分類はスライド23を参照)

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|--|-------------------------------------|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 |
| (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術 | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 |
| (3) 誘導武器等に関する技術 | (12) 潜水船に関する技術 |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | (13) 無人水中航行体等に関する技術 |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの |
| (6) 例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 |

(10)~(19)：保全指定をした場合に**産業の発達に及ぼす影響が大きい**と認められる技術分野 → **付加要件**を適用

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 | (24) ガス弾用組成物に関する技術 |
| (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術 | |
| (23) 核爆発装置に関する技術 | |

※ 上記(1)~(19)、(20)~(25)について、主にどちらの考え方に着目して選定したものであるかを記載。9

- **付加要件**：①～③のいずれかに該当する発明であること。

①防衛・軍事	我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明
②国・国研	国又は国立研究開発法人による特許出願（国又は国立研究開発法人以外の者と共同でしたものを除く。）に係る発明
③国の委託等	以下のいずれかの適用を受けた特許出願に係る発明 ● 日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条） 産業技術力強化法第17条第1項第1～4号に規定する条件を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている委託研究開発（国立研究開発法人等を通じて行うものを含む。）に係る知的財産権について、100%受託者（民間企業等）に帰属させる（受託者が特許出願人となりえる）こととする制度。 ● 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条 国の委託研究であって、本邦法人と外国法人等が共同して行うものの成果に係る知的財産権について、国がその一部のみを受託者から譲り受けることができる（国と受託者の共同出願となりえる）とする制度。

※③の場合、**特許出願の願書に以下のような記載が必要。**

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】

令和○年度、○○省、○○委託事業（又は請負事業）、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける特許出願

10

外国出願禁止（第一国出願義務）

（注）以降のスライドにおいて、「特定技術分野に属する発明」とは、
付加要件の対象分野については、付加要件も満たす発明を意味するものとして説明

外国出願禁止の対象となるか確認したい場合 Point

- 日本国内でした発明であって公になっていないものが、**特定技術分野に属する発明**であるときは、政令で定める例外を除き、**外国出願（※）が禁止**（第78条）

（※）外国出願には特許協力条約（PCT）に基づく国際出願も含まれる



自分の出願したい発明が外国出願禁止の対象となるか確認したい場合、どのようにしたらよいか？

方法	1. 日本への第一国出願 (第一次審査・保全審査)	2. 外国出願の禁止に関する事前確認
手続	特許出願 ★オンライン手続or書面手続	外国出願事前確認のための申出書の提出 ★書面手続
言語	日本語	日本語 or 英語
判断期間	出願日から3か月以内（第一次審査） 出願日から10か月以内（保全審査）など ※詳細はスライド13参照	申出書が特許庁に届いた日から10開庁日程度 ※特許庁が内閣府に確認を求めない場合、 添付書類が長大ではない場合 等
手数料	14,000円（出願料金）	25,000円
留意点	特定技術分野に属する発明でも、 保全指定されなかったものは外国出願が可能となる。	・特許庁が特定技術分野に属する発明であると判断した場合、内閣府が「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らか」と判断しない限り外国出願不可。 ・特許請求の範囲は記載不要。

12

日本へ第一国出願後、外国出願が可能となる条件

- **日本へ第一国出願後、一定の条件を満たせば、特定技術分野に属する発明であっても、外国出願が可能となる**

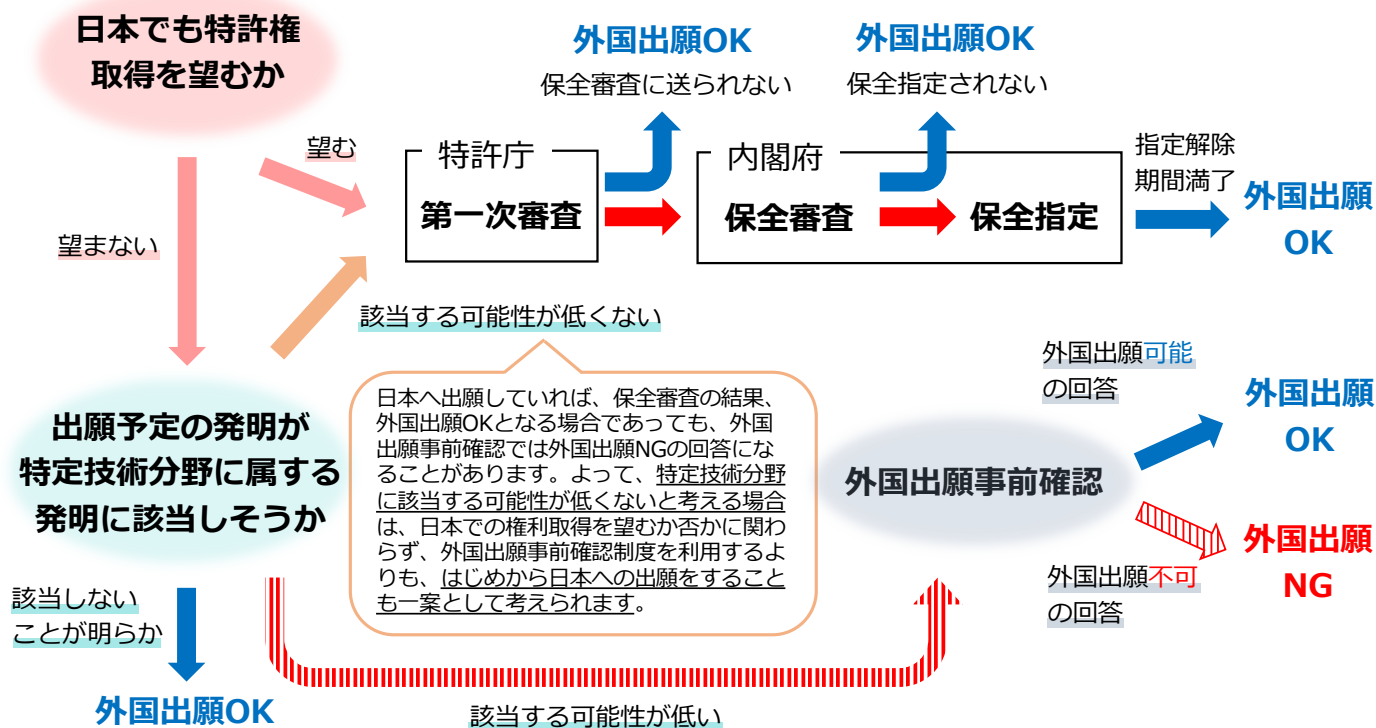
外国出願が可能となる条件（以下のいずれかを満たす場合）

- ① 出願日から3か月以内に第66条第3項の通知（特許庁から内閣府へ送付した旨の通知）が発せられなかった
- ② 第66条第10項の通知（特許庁から内閣府へ送付しなかった旨の通知）がされた※②は申出がある場合のみ通知される
- ③ 出願日から10か月経過した（保全指定された場合や10か月経過前に出願の却下・放棄・取下げがあった場合を除く。）又は保全指定する必要がない旨の通知（第71条）がされた
- ④ 保全指定が解除された
- ⑤ 保全指定の期間が満了した

第一次審査の結果、
保全審査に付されなかった場合

13

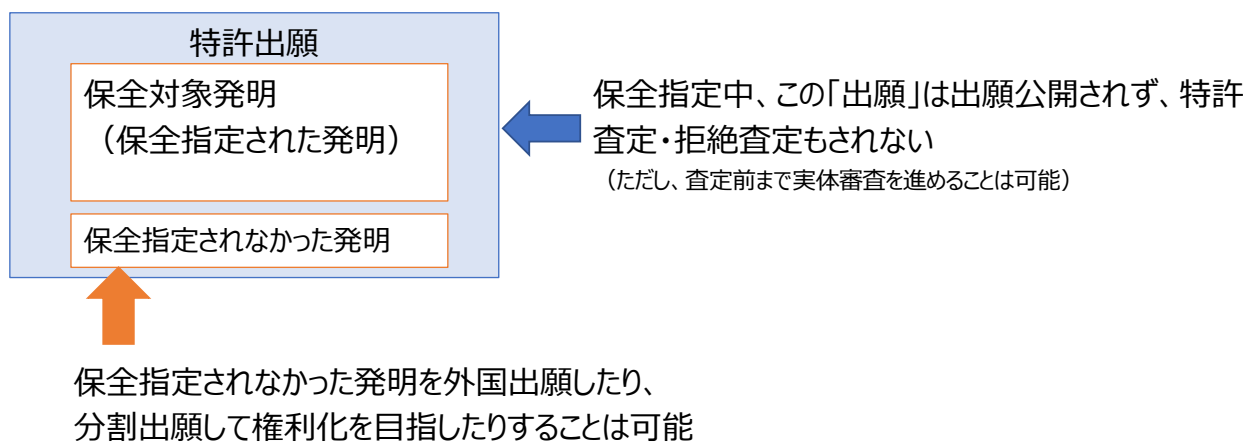
出願人が外国出願を検討する場合の判断フロー例



14

(参考) 保全指定の単位

- 保全指定されるのは「**発明**」単位（「出願」単位ではない）



15

外国出願に関するその他の留意事項

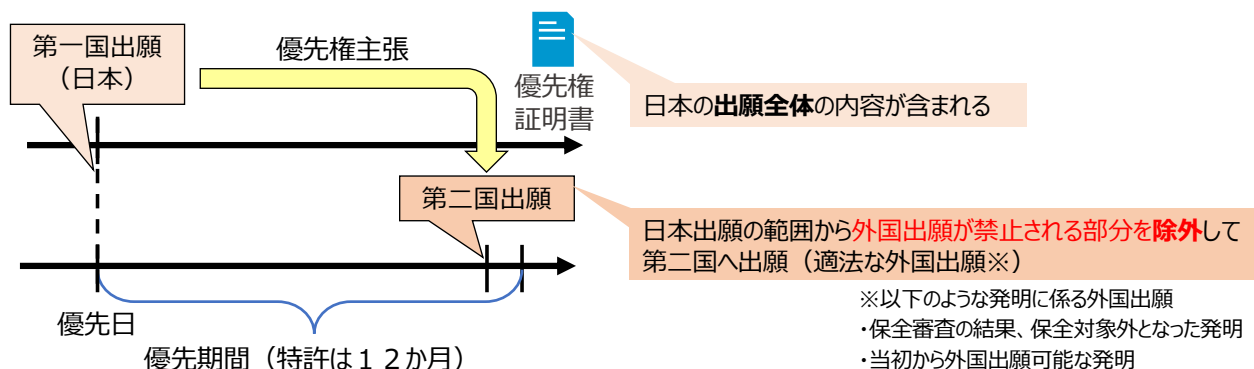
(優先権証明書の発行留保)

16

パリ条約による優先権制度により生じ得る問題

[概要]

- パリ条約による優先権とは、第一国に出願した者が、**第一国に出願した書類に記載した事項の範囲内で優先期間内に第二国に出願をした場合に、第二国における出願の新規性・進歩性等が、第一国に出願をした日(優先日)を基準に判断される**という制度（パリ条約第4条）。
- 第二国で優先権主張された発明が第一国に出願した書類に記載した事項の範囲内であることを確認できるよう、**第一国は優先権証明書（第一国の出願内容を証明する書類）を発行する仕組み**

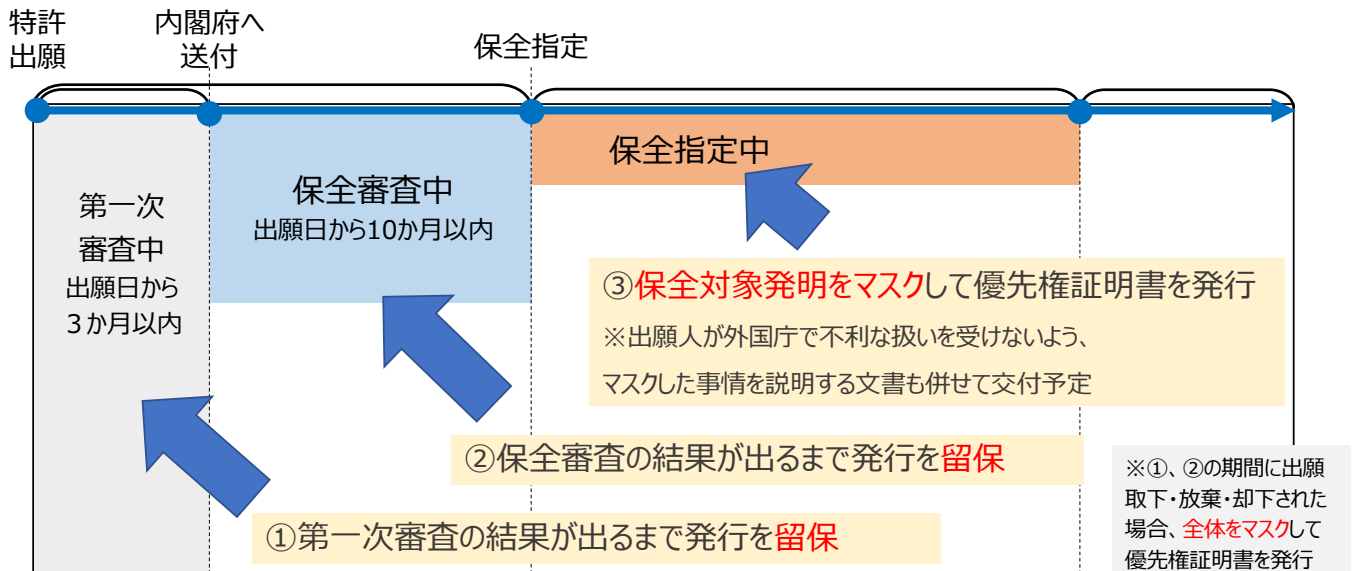


日本の出願に**保全対象の発明が含まれる場合**、
(第二国への出願が適法でも) **優先権証明書を通じて外国へその内容が伝わる恐れ**

17

基本的な考え方

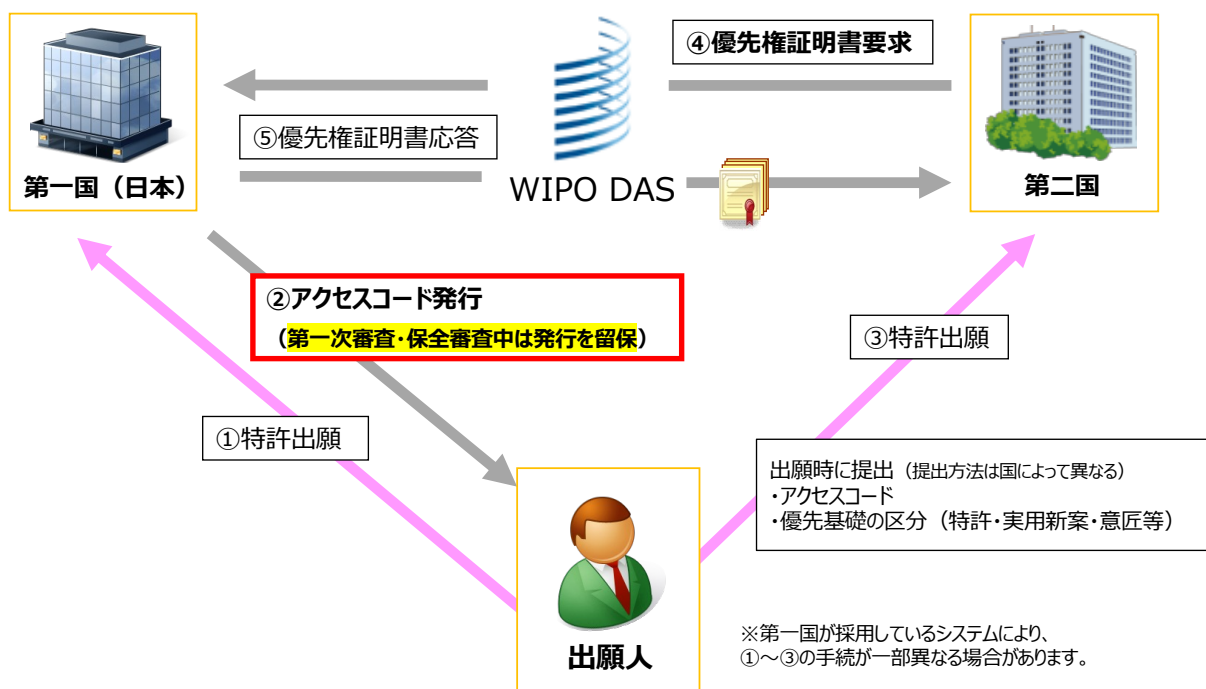
- 適法に外国出願がなされた場合、優先権証明書は発行すべき
- 一方で、優先権証明書に保全対象の発明をそのまま記載することは防ぐべき



第一次審査は全出願が対象 ⇒ 第一次審査中は一律に優先権証明書の発行を留保
(参考) 出願から3か月以内の発行件数は約3,000件で全出願の約1% (2021年度)

18

(補足) 優先権証明書の電子的交換 (DAS) の場合



19

優先権証明書（アクセスコード）の発行の留保の影響

- 外国出願の禁止の対象となる発明でない限り、第一次審査・保全審査中（発行留保中）でも、**外国出願自体は可能**
- ただし、日本への出願後、第一次審査・保全審査完了前に外国出願する場合は、優先権証明書（アクセスコード）は第一次審査・保全審査完了まで発行できないため、**外国出願後に追って提出**する必要がある

（参考）外国出願後の優先権証明書（アクセスコード）を追って提出可能な期間

対象国・機関	提出期限	根拠法令
米国	現実の出願日から4か月又は 優先日から16か月 の何れか遅く終わる期間内	特許規則§1.55(f)
欧州（EPO）	優先日から16か月 以内	規則53(1)
中国	優先日から16か月 以内	専利法30条
韓国	優先日から16か月 以内	特許法54条5項

20

第一次審査

21

第一次審査の概要（出願日から3か月以内に特許庁で実施）

保全審査に付することを求める申出
(第66条第2項)
があるか

申出あり

保全審査に付する
必要がないことが
明白か

明白でない

内閣府へ送付
(保全審査へ)

※出願人等には書留で通知

申出なし

含む

明白

特定技術分野に属する発明を含むか

含まない

内閣府へ送付対象外

※第66条第10項の申出がある場合のみ
出願人等に通知（オンライン通知に対応）

（参考）政令で示す国際特許分類

項番	分野	政令第12条第1項各号	付加要件	政令で示す内容の概要
1	航空機等の偽装・隠ぺい技術	14号	—	B64及びF41H3/00が付与される技術の分野
2	武器等に関係する無人航空機・自律制御等の技術	15号、16号、19号、20号、30号、35号	—	B64C39/02、B64U又はG05Dが付与され、かつ、F41又はF42が付与される技術の分野
3	誘導武器等に関する技術	32号、39号	—	F41G77が付与される技術の分野 F42B15が付与される技術の分野
4	発射体・飛翔体の弾道に関する技術	37号	—	F42B10が付与される技術の分野
5	電磁気式ランチャーを用いた武器に関する技術	31号	—	F41B6が付与される技術の分野
6	例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術	34号	—	F41H13が付与される技術の分野
7	航空機・誘導ミサイルに対する防御技術	33号	—	F41H11/02が付与される技術の分野
8	潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術	13号	—	B63G8/28からB63G8/33までのいずれかが付与される技術の分野
9	音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの	4号、7号、25号、26号、27号、28号、29号	—	B63C7/26、B63C11/48、G01S1/72からG01S1/82までのいずれか、G01S3/80からG01S3/86までのいずれか、G01S5/18からG01S5/30までのいずれか、G01S7/52からG01S7/64までのいずれか又はG01S15が付与され、かつ、F41が付与される技術の分野
10	スクラムジェットエンジン等に関する技術	23号	○	F02K7/14が付与される技術の分野
11	固体燃料ロケットエンジンに関する技術	24号	○	F02K9/08からF02K9/40までのいずれかが付与される技術の分野
12	潜水船に関する技術	2号、13号	○	B63B3/13 が付与される技術の分野 B63G8/00からB63G8/26までのいずれか又はB63G8/34、B63G8/38若しくはB63G8/39が付与される技術の分野
13	無人水中航行体等に関する技術	5号	○	B63C11/00及びG05Dが付与される技術の分野
14	音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの	3号、6号、8号、9号、10号、11号、12号	○	B63C7/26、B63C11/48、G01S1/72からG01S1/82までのいずれか、G01S3/80からG01S3/86までのいずれか、G01S5/18からG01S5/30までのいずれか、G01S7/52からG01S7/64までのいずれか又はG01S15が付与され、かつ、B63Gが付与される技術の分野
15	宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、陨落検知に関する技術	17号	○	B64G1/58、B64G1/62、B64G1/64又はB64G1/68が付与される技術の分野
16	宇宙航行体の観測・追跡技術	18号	○	B64G3が付与される技術の分野
17	量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術	40号、45号、46号	○	G01J1/02からG01J1/08までのいずれか、H01L27/14からH01L27/148までのいずれか又はH01L31/08からH01L31/119までのいずれかが付与される技術の分野のうち、量子ドット又は超格子に関するもの
18	耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術	41号	○	G06F21/86又はG06F21/87が付与される技術の分野
19	通信妨害等に関する技術	47号	○	H04K3が付与される技術の分野
20	ウラン・プルトニウムの同位体分離技術	1号	—	B01D59が付与される技術の分野のうち、ウラン又はプルトニウムに関するもの
21	使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術	42号	—	G21C19/33からG21C19/50までのいずれかが付与される技術の分野
22	重水に関する技術	21号	—	C01B5/02が付与される技術の分野
23	核爆発装置に関する技術	43号、44号	—	G21J11が付与される技術の分野 G21J13が付与される技術の分野
24	ガス弾用組成物に関する技術	22号	—	C06D7が付与される技術の分野
25	ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術	36号、38号	—	F42B5/145が付与される技術の分野 F42B12/46からF42B12/54までのいずれかが付与される技術の分野

付加要件の判断対象

（補足）申出の手續の留意事項

第66条第2項の申出（保全審査に付することを求める旨の申出）

- 申出書を**出願**とともに提出
- 出願人が複数いる場合、**出願人全員で申出**をする必要がある点に留意
（代理人がいる場合は、全出願人を代理して一人の代理人が手續可能）

第66条第10項の申出（送付をしない旨の判断をした旨の通知を求める申出）

- 出願後の提出も可能
- 出願日から3か月の経過を待って、内閣府に送付をした旨の通知（第66条第3項の通知）がなければ、**申出をせずとも、保全審査に付されなかったことの把握が可能**
- 3か月の経過を待たずに、内閣府に送付をする場合に該当しない旨の判断をした旨を把握した場合（少しでも早く外国出願の手續を進めたい場合など）に有効
- 第66条第3項の通知は書留で通知するのに対して、第10項の通知はオンラインで受領可能

✓ いずれの申出も**オンライン**で可能

24

保全審査（第二次審査）

25

保全審査（特許出願の非公開に関する「基本指針」(令和5年4月28日付け閣議決定)の概要)

保全審査の期間・保全審査の進め方

- 保全審査の期間については、実質的には、**外国出願の禁止**が我が国での特許出願後最大10か月で自動的に解除される仕組みとなっていることから、この**期間内に保全審査を終える必要がある**。
- 外国出願の準備を行う特許出願人の実務等にも配慮し、発明の内容等に応じて保全審査の手続を可能な限り迅速に行うことが求められるものであり、**保全指定が不要と判断できる場合には、その時点で速やかにその旨を特許出願人に通知**する。
- 保全審査に関わることとなる各行政機関においては、平素より保全審査に関する事例の蓄積・知見の共有等を通じて、保全審査に関わる職員の専門性の向上に努めるとともに、円滑な連携関係を構築することとする。
- 資料の提出は、**事務負担が大きい場合もあり得る**ため、保全審査に付された場合に一律に網羅的な資料提出を求めるのではなく、**まずは特許出願人と意思疎通を図り、資料を整える側の負担にも配慮しながら、真に必要な資料を絞り込んで提出を求める**。

意思確認手続

- 保全対象発明となり得る発明の内容の通知については、発明の内容の公開の禁止といった法的効果も念頭に、**通知に係る発明が明細書等に記載された発明のうちどの発明であるのかが明確になる形で通知**する必要がある。

26

ご清聴ありがとうございました

内閣府、特許庁
(特許出願非公開制度担当)

※最新情報については内閣府HPの「特許出願の非公開に関する制度」のページをご覧ください。
(https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html)

メ モ

